

令和7年2月藤枝市議会
定例月議会議案

令和7年2月17日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
第 2 号 議 案	令和 7 年度藤枝市一般会計予算	別冊
第 3 号 議 案	令和 7 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
第 4 号 議 案	令和 7 年度藤枝市土地取得特別会計予算	別冊
第 5 号 議 案	令和 7 年度藤枝市駐車場事業特別会計予算	別冊
第 6 号 議 案	令和 7 年度藤枝市介護保険特別会計予算	別冊
第 7 号 議 案	令和 7 年度藤枝市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
第 8 号 議 案	令和 7 年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計予算	別冊
第 9 号 議 案	令和 7 年度藤枝市病院事業会計予算	別冊
第 10 号 議 案	令和 7 年度藤枝市水道事業会計予算	別冊
第 11 号 議 案	令和 7 年度藤枝市下水道事業会計予算	別冊
第 12 号 議 案	令和 6 年度藤枝市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
第 13 号 議 案	令和 6 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 14 号 議 案	令和 6 年度藤枝市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 15 号 議 案	令和 6 年度藤枝市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 16 号 議 案	令和 6 年度藤枝市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 17 号 議 案	令和 6 年度藤枝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 18 号 議 案	令和 6 年度藤枝市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 19 号 議 案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
第 20 号 議 案	藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
第 21 号 議 案	藤枝市議會議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例	73
第 22 号 議 案	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	74
第 23 号 議 案	藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	75
第 24 号 議 案	藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	97
第 25 号 議 案	藤枝市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	99
第 26 号 議 案	藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	100

第 2 7 号 議 案	藤枝市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	101
第 2 8 号 議 案	藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	102
第 2 9 号 議 案	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	104
第 3 0 号 議 案	ふじえだ陶芸村拠点施設条例	105
第 3 1 号 議 案	藤枝市立保育所条例の一部を改正する条例	112
第 3 2 号 議 案	藤枝市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	113
第 3 3 号 議 案	藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	114
第 3 4 号 議 案	藤枝市内陸フロンティア事業特別会計条例	115
第 3 5 号 議 案	藤枝市営住宅条例の一部を改正する条例	116
第 3 6 号 議 案	藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例	117
第 3 7 号 議 案	藤枝市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	157
第 3 8 号 議 案	藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	158
第 3 9 号 議 案	語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	159
第 4 0 号 議 案	市道路線の認定について	160

第19号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(藤枝市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 藤枝市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和29年藤枝市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(藤枝市表彰条例の一部改正)

第2条 藤枝市表彰条例（昭和39年藤枝市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(藤枝市普通河川条例の一部改正)

第3条 藤枝市普通河川条例（昭和45年藤枝市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(藤枝市消防団条例の一部改正)

第4条 藤枝市消防団条例（平成7年藤枝市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(藤枝市情報公開条例の一部改正)

第5条 藤枝市情報公開条例（平成13年藤枝市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第35条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(藤枝市行政不服審査会条例の一部改正)

第6条 藤枝市行政不服審査会条例（平成27年藤枝市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(藤枝市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第7条 藤枝市個人情報保護審査会条例（令和4年藤枝市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条及び附則第2条第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

第20号議案

藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 藤枝市職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第17条第2項中「100分の122.5」を「6月30日に支給する場合においては100分の122.5を、12月10日に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、「68.75」との次に「し、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とを加える。

第18条第2項第1号中「100分の102.5」を「6月30日に支給する場合においては100分の102.5を、12月10日に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「6月30日に支給する場合においては100分の48.75を、12月10日に支給する場合においては100分の51.25」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年	号給	給料月額	給料月額						
1	183,500	230,000	261,300	282,700	309,800	335,000	373,400	415,600	
2	184,600	231,500	262,300	284,400	311,500	336,900	376,000	418,000	
3	185,800	233,000	263,300	286,000	313,200	338,700	378,300	420,500	
4	186,900	234,500	264,300	287,600	314,700	340,500	380,500	422,900	
5	188,000	236,000	265,300	289,000	316,100	342,200	382,400	424,800	
6	189,700	237,500	266,300	290,500	317,400	343,900	384,700	426,900	

時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	7	191,300	239,000	267,300	292,000	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	293,300	319,900	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	294,400	321,100	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	296,000	322,800	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	297,600	324,100	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	299,100	325,800	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	300,300	327,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	301,600	329,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	302,900	330,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	304,300	332,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	305,400	333,800	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	307,200	335,500	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	308,900	337,200	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	310,700	338,900	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,600	312,000	340,400	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	284,100	313,900	342,000	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,300	315,600	343,500	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,800	317,300	345,100	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,900	318,900	346,900	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	289,300	320,800	348,800	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	290,800	322,500	350,400	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	292,200	324,300	352,200	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	264,300	293,600	325,800	353,300	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	265,400	294,800	327,600	354,900	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	266,400	296,000	329,300	356,500	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	267,600	297,300	331,000	358,000	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	268,500	298,600	332,600	359,800	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	269,800	300,000	334,600	361,600	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	270,900	301,300	336,200	363,100	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	271,800	302,600	337,700	364,900	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	272,900	304,100	339,300	366,500	394,100	438,700	471,200

38	235, 400	273, 800	305, 600	341, 000	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
39	236, 600	275, 000	307, 200	342, 600	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 800	276, 100	308, 800	344, 300	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	239, 000	277, 300	310, 300	345, 700	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	240, 200	278, 600	311, 900	347, 600	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	241, 500	279, 900	313, 500	349, 400	373, 900	400, 900	442, 900	474, 400
44	242, 800	281, 100	315, 200	351, 300	375, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	243, 700	282, 500	316, 800	353, 100	376, 700	402, 700	444, 200	475, 000
46	244, 800	283, 500	318, 400	354, 900	377, 900	403, 400	445, 000	
47	246, 000	284, 700	320, 100	356, 700	379, 100	404, 100	445, 400	
48	247, 100	285, 700	321, 600	358, 500	380, 300	404, 800	446, 100	
49	248, 400	286, 900	323, 100	360, 000	381, 400	405, 400	446, 600	
50	249, 700	288, 100	324, 800	360, 800	382, 600	406, 000	447, 000	
51	251, 000	289, 200	326, 600	361, 800	383, 700	406, 500	447, 400	
52	252, 300	290, 400	328, 400	363, 200	384, 800	406, 900	447, 800	
53	253, 200	291, 600	329, 600	364, 700	385, 900	407, 300	448, 200	
54	254, 300	292, 900	331, 200	366, 000	386, 900	407, 500	448, 600	
55	255, 500	293, 900	332, 900	367, 200	387, 700	407, 800	449, 000	
56	256, 700	294, 700	334, 600	368, 400	388, 800	408, 100	449, 300	
57	257, 700	295, 500	336, 400	369, 900	389, 700	408, 400	449, 600	
58	258, 600	296, 800	338, 200	370, 900	390, 400	408, 700	450, 000	
59	259, 700	297, 900	340, 100	371, 800	391, 100	409, 000	450, 300	
60	260, 700	299, 300	342, 000	372, 700	392, 000	409, 300	450, 600	
61	261, 600	300, 600	343, 800	373, 400	392, 700	409, 500	450, 900	
62	262, 300	301, 700	345, 600	374, 400	393, 300	409, 800		
63	263, 000	302, 900	347, 400	375, 100	394, 000	410, 100		
64	263, 600	304, 000	349, 300	376, 000	394, 600	410, 400		
65	264, 400	305, 200	350, 600	376, 800	395, 100	410, 600		
66	264, 900	306, 700	352, 000	377, 600	395, 600	410, 900		
67	265, 400	308, 000	353, 400	378, 400	396, 300	411, 200		
68	266, 000	309, 400	354, 700	379, 000	396, 800	411, 500		

69	266, 500	310, 200	356, 300	379, 500	397, 400	411, 700		
70	267, 300	311, 500	357, 300	380, 000	397, 800	412, 000		
71	268, 100	312, 700	358, 500	380, 600	398, 300	412, 300		
72	269, 000	314, 100	359, 400	381, 000	398, 700	412, 500		
73	269, 600	315, 600	360, 300	381, 500	399, 100	412, 700		
74	270, 300	317, 200	361, 400	382, 000	399, 500	413, 000		
75	271, 000	318, 600	362, 200	382, 700	399, 800	413, 300		
76	271, 800	320, 100	363, 200	383, 200	400, 200	413, 500		
77	272, 400	321, 600	364, 100	383, 700	400, 500	413, 700		
78	273, 000	322, 700	364, 800	384, 300	400, 800	414, 000		
79	273, 400	323, 800	365, 400	385, 000	401, 000	414, 300		
80	273, 900	325, 000	365, 900	385, 500	401, 200	414, 500		
81	274, 300	325, 800	366, 400	386, 000	401, 500	414, 700		
82	274, 700	326, 600	367, 000	386, 500	401, 800	415, 000		
83	275, 200	327, 200	367, 700	387, 000	402, 000	415, 300		
84	275, 700	328, 100	368, 300	387, 400	402, 300	415, 500		
85	276, 300	328, 900	368, 500	387, 900	402, 600	415, 700		
86	277, 200	329, 400	369, 100	388, 400	402, 700	416, 000		
87	278, 100	330, 100	369, 700	388, 900	403, 000	416, 300		
88	278, 900	330, 900	370, 200	389, 300	403, 200	416, 600		
89	279, 600	331, 700	370, 600	389, 800	403, 500	416, 900		
90	280, 300	332, 300	371, 200	390, 300	403, 700	417, 200		
91	281, 000	332, 800	371, 800	390, 800	404, 000	417, 500		
92	281, 800	333, 500	372, 300	391, 200	404, 200	417, 800		
93	282, 800	334, 100	372, 800	391, 600	404, 500	418, 100		
94		334, 500	373, 400	392, 000		418, 400		
95		334, 800	373, 900	392, 400				
96		335, 500	374, 500	392, 700				
97		335, 800	375, 000	393, 100				
98		336, 100	375, 500	393, 500				
99		336, 600	375, 900	393, 900				

	100	337,000	376,300	394,200				
	101	337,500	376,700	394,600				
	102		377,300	395,000				
	103		377,900	395,400				
	104		378,400	395,700				
	105		379,000	396,100				
	106			396,500				
	107			396,900				
	108			397,300				
	109			397,700				
	110			398,100				
	111			398,500				
	112			398,900				
	113			399,300				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 級 料 月 額						
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700
								396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

職員	職務	1級	2級	3級	4級	5級

の 区 分	の 級 号給					
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	円 166,500	円 227,700	円 254,100	円 276,800	円 298,500
	2	167,700	228,500	255,500	278,600	300,600
	3	168,800	229,300	256,900	280,300	302,600
	4	169,900	230,100	258,100	282,100	304,700
	5	171,200	230,800	259,200	283,900	306,300
	6	172,400	231,600	260,700	285,700	308,100
	7	173,600	232,400	262,200	287,300	310,000
	8	174,800	233,200	263,600	289,200	311,800
	9	175,800	234,000	264,900	291,100	313,300
	10	177,000	234,700	266,600	292,500	315,500
	11	178,300	235,400	268,000	294,300	317,400
	12	179,500	236,100	269,400	296,100	319,300
	13	180,600	236,800	270,900	297,900	321,100
	14	181,900	237,400	272,200	299,600	322,900
	15	183,700	238,100	273,300	301,200	324,800
	16	185,400	239,400	274,100	302,800	326,700
	17	186,800	240,900	275,000	304,600	328,600
	18	188,600	242,400	276,200	306,300	330,300
	19	190,400	244,000	277,300	308,000	332,100
	20	192,200	245,400	278,600	309,500	333,800
	21	193,800	246,600	279,600	311,300	335,500
	22	196,700	248,000	280,800	313,000	337,400
	23	199,500	249,300	281,900	314,600	339,300
	24	202,300	250,800	282,900	316,200	341,200
	25	205,200	251,800	284,300	317,700	342,400
	26	206,800	252,600	285,600	319,600	344,300
	27	208,500	253,300	286,900	321,400	346,000

28	210, 200	254, 300	288, 400	323, 200	347, 800
29	211, 700	255, 100	289, 700	324, 800	349, 400
30	213, 500	256, 000	291, 100	326, 500	351, 100
31	215, 200	256, 800	292, 500	328, 200	352, 700
32	217, 000	257, 600	294, 100	329, 900	354, 500
33	218, 500	258, 800	295, 500	331, 300	356, 400
34	219, 800	259, 800	297, 000	332, 900	358, 000
35	221, 000	260, 800	298, 500	334, 500	359, 800
36	222, 200	261, 700	300, 000	336, 200	361, 400
37	223, 200	262, 300	301, 400	338, 000	362, 700
38	223, 900	263, 400	302, 800	339, 700	363, 800
39	224, 800	264, 600	304, 300	341, 600	365, 000
40	225, 500	265, 700	305, 800	343, 100	366, 200
41	226, 200	266, 500	307, 300	344, 700	367, 400
42	227, 200	267, 600	308, 600	346, 400	368, 000
43	228, 200	268, 500	309, 800	348, 100	368, 900
44	229, 100	269, 500	311, 200	349, 900	369, 700
45	230, 000	270, 300	312, 400	351, 300	370, 600
46	230, 700	271, 000	313, 700	352, 500	371, 400
47	231, 500	272, 100	315, 000	353, 900	372, 200
48	232, 300	273, 200	316, 200	355, 300	373, 000
49	233, 200	273, 900	317, 100	356, 800	373, 800
50	233, 900	274, 500	318, 300	357, 600	374, 500
51	234, 600	275, 200	319, 300	358, 700	375, 100
52	235, 400	275, 900	320, 500	359, 500	375, 700
53	236, 400	276, 600	321, 900	360, 400	376, 300
54	237, 100	277, 600	323, 200	361, 500	376, 900
55	237, 700	278, 400	324, 500	362, 500	377, 500
56	238, 300	279, 100	325, 800	363, 600	377, 900
57	238, 800	280, 000	326, 800	364, 500	378, 400
58	239, 400	280, 600	327, 600	365, 100	378, 900

59	239,800	281,300	328,500	365,700	379,500
60	240,500	281,800	329,500	366,400	379,900
61	240,800	282,400	329,800	366,900	380,200
62	241,400	283,200	330,600	367,500	380,600
63	241,900	284,000	330,900	368,200	381,100
64	242,500	284,800	331,500	368,800	381,600
65	243,100	285,300	332,100	369,200	382,000
66	243,800	286,000	332,500	369,800	382,500
67	244,500	286,800	333,200	370,500	383,100
68	245,400	287,600	333,700	371,200	383,700
69	245,900	288,300	334,200	371,700	384,100
70	246,700	289,000	334,800	372,300	384,500
71	247,300	289,400	335,200	373,000	384,900
72	247,900	290,100	335,800	373,700	385,300
73	248,300	290,800	336,200	374,200	385,700
74	248,700	291,300	336,600	374,800	386,100
75	249,100	291,700	337,000	375,400	386,500
76	249,300	291,800	337,300	375,700	386,900
77	250,000	291,900	337,500	375,900	387,300
78	250,700	292,100	337,900	376,200	387,700
79	251,300	292,300	338,300	376,300	388,100
80	251,700	292,500	338,800	376,600	388,500
81	252,200	292,700	339,100	376,800	388,900
82	252,500	292,900	339,500	377,000	389,300
83	253,100	293,300	339,900	377,300	389,700
84	253,700	293,600	340,400	377,600	
85	254,300	293,800	340,900	377,900	
86	254,500	294,000	341,200	378,000	
87	254,800	294,300	341,700	378,400	
88	255,300	294,600	342,200	378,600	
89	256,000	294,900	342,600	379,000	

90	256, 300	295, 300	343, 100	379, 300	
91	256, 500	295, 600	343, 500	379, 600	
92	256, 700	295, 900	343, 800	379, 800	
93	257, 000	296, 200	344, 000	380, 400	
94	257, 300	296, 500	344, 500	380, 700	
95	257, 600	296, 800	345, 000	381, 000	
96	257, 800	297, 000	345, 400	381, 200	
97	258, 000	297, 200	345, 600	381, 500	
98	258, 200	297, 600	346, 100	381, 800	
99	258, 600	298, 000	346, 600	382, 300	
100	259, 000	298, 400	347, 100	382, 500	
101	259, 100	298, 600	347, 200	382, 800	
102			347, 700		
103			348, 100		
104			348, 500		
105			348, 700		
106			349, 200		
107			349, 600		
108			350, 100		
109			350, 300		
110			350, 800		
111			351, 300		
112			351, 700		
113			351, 900		
114			352, 300		
115			352, 600		
116			353, 000		
117			353, 100		
118			353, 500		
119			354, 000		
120			354, 400		

	121			354,600		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給 料 月 額				
		197,900	217,900	257,900	277,400	292,800

備考 この表は、地方公務員法第57条に規定する単純労務に雇用される職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年	1	円 291,400	円 370,000	円 426,700	円 484,400	円 574,500
前	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
再	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
任	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
用	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
短	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100

時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	7	307, 300	385, 500	437, 700	495, 000	591, 500
	8	310, 700	388, 100	439, 300	496, 700	593, 900
	9	314, 100	390, 200	440, 900	498, 400	596, 100
	10	317, 600	392, 700	442, 700	500, 500	597, 600
	11	321, 000	395, 200	444, 500	502, 600	599, 100
	12	324, 400	397, 700	446, 300	504, 700	600, 600
	13	327, 800	400, 300	448, 100	506, 700	602, 100
	14	331, 300	403, 000	449, 900	508, 600	603, 200
	15	334, 700	405, 600	451, 700	510, 700	604, 300
	16	338, 100	408, 100	453, 500	512, 700	605, 200
	17	341, 500	410, 500	455, 100	514, 600	606, 400
	18	344, 600	412, 700	457, 100	516, 600	607, 400
	19	347, 700	414, 800	459, 000	518, 600	608, 400
	20	350, 800	416, 900	460, 900	520, 400	609, 400
	21	354, 000	419, 000	462, 300	522, 200	610, 400
	22	357, 100	420, 500	464, 100	524, 000	611, 400
	23	360, 200	422, 000	465, 900	525, 800	612, 400
	24	363, 200	423, 500	467, 700	527, 600	613, 400
	25	366, 200	424, 900	469, 500	529, 200	614, 400
	26	368, 500	426, 400	471, 300	531, 000	615, 400
	27	370, 800	427, 900	473, 100	532, 800	616, 400
	28	373, 000	429, 300	474, 900	534, 600	617, 400
	29	374, 900	430, 700	476, 700	536, 200	618, 400
	30	376, 600	432, 200	478, 500	538, 000	619, 400
	31	378, 300	433, 700	480, 300	539, 800	620, 400
	32	380, 100	435, 100	482, 100	541, 500	621, 400
	33	381, 900	436, 500	483, 900	543, 100	622, 400
	34	383, 700	438, 000	485, 800	544, 900	623, 400
	35	385, 300	439, 500	487, 700	546, 600	624, 400
	36	386, 700	440, 900	489, 600	548, 300	625, 400
	37	388, 100	442, 300	491, 500	549, 800	626, 400

38	389, 600	443, 700	493, 200	551, 400	
39	391, 100	445, 100	495, 000	552, 800	
40	392, 600	446, 500	496, 800	554, 400	
41	394, 100	447, 900	498, 400	555, 900	
42	394, 800	449, 300	500, 200	557, 300	
43	395, 400	450, 700	502, 000	558, 700	
44	396, 100	452, 100	503, 600	560, 000	
45	397, 000	453, 500	505, 000	561, 200	
46	397, 600	454, 900	506, 700	562, 200	
47	398, 200	456, 300	508, 500	563, 200	
48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200	
49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200	
50	399, 900	460, 800	513, 000	566, 100	
51	400, 400	462, 400	514, 300	567, 000	
52	400, 900	464, 000	515, 600	567, 900	
53	401, 400	465, 600	516, 600	568, 700	
54	401, 800	466, 800	517, 900	569, 600	
55	402, 200	468, 000	519, 200	570, 500	
56	402, 600	469, 100	520, 500	571, 400	
57	403, 000	470, 100	521, 500	572, 300	
58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200	
59	403, 800	472, 000	523, 100	574, 100	
60	404, 200	472, 800	523, 900	574, 800	
61	404, 600	473, 500	524, 800	575, 700	
62	405, 000	474, 200	525, 600	576, 600	
63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500	
64	405, 800	475, 500	527, 100	578, 400	
65	406, 100	476, 200	527, 900	579, 300	
66		476, 900	528, 700	580, 200	
67		477, 500	529, 400	581, 100	
68		478, 100	530, 300	582, 000	

69		478, 400	531, 200	582, 900	
70		479, 000	532, 000	583, 800	
71		479, 700	532, 900	584, 700	
72		480, 400	533, 800	585, 600	
73		480, 800	534, 600	586, 500	
74		481, 400	535, 500	587, 400	
75		482, 100	536, 400	588, 300	
76		482, 800	537, 100	589, 200	
77		483, 200	537, 900	590, 100	
78		483, 800	538, 800	591, 000	
79		484, 400	539, 700	591, 900	
80		484, 900	540, 600	592, 800	
81		485, 400	541, 400	593, 700	
82		485, 900	542, 300	594, 600	
83		486, 400	543, 200	595, 500	
84		486, 900	544, 100	596, 400	
85		487, 300	544, 900	597, 300	
86		487, 800	545, 800	598, 200	
87		488, 200	546, 700	599, 100	
88		488, 700	547, 600	600, 000	
89		489, 200	548, 400	600, 900	
90		489, 800	549, 300	601, 800	
91		490, 400	550, 200	602, 700	
92		490, 800	551, 100	603, 600	
93		491, 300	551, 900	604, 500	
94		491, 900	552, 800	605, 400	
95		492, 500	553, 700	606, 300	
96		493, 000	554, 600	607, 200	
97		493, 500	555, 400	608, 100	
98		494, 100			
99		494, 700			

100		495, 300			
101		495, 800			
102		496, 400			
103		497, 000			
104		497, 600			
105		498, 100			
106		498, 700			
107		499, 300			
108		499, 900			
109		500, 400			
110		501, 000			
111		501, 600			
112		502, 200			
113		502, 700			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基 準 給 料月額				
	301, 700	344, 400	399, 500	473, 300	573, 800

備考 この表は、市の医療機関（市立総合病院を除く。）に勤務する医師たる職員で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職	職	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
---	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

員 の 区 分	務 の 級								
		号給	給料月額						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200	477,900
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900

27	230, 300	256, 400	280, 800	302, 600	342, 100	384, 400	431, 200	492, 300
28	231, 200	257, 200	281, 600	303, 800	343, 600	386, 100	432, 500	493, 700
29	232, 100	258, 000	282, 400	305, 000	344, 900	387, 800	433, 800	495, 100
30	233, 000	258, 800	283, 300	306, 200	346, 400	389, 300	435, 000	496, 200
31	233, 900	259, 600	284, 200	307, 300	347, 900	390, 800	436, 200	497, 300
32	234, 800	260, 400	285, 000	308, 500	349, 400	392, 300	437, 300	498, 400
33	235, 600	261, 200	285, 800	309, 800	350, 900	393, 600	438, 500	499, 500
34	236, 400	262, 000	286, 900	311, 000	352, 400	394, 900	439, 600	500, 400
35	237, 200	262, 700	287, 900	312, 200	353, 900	396, 200	440, 800	501, 300
36	238, 000	263, 500	288, 900	313, 400	355, 300	397, 300	442, 000	502, 200
37	238, 800	264, 400	289, 900	314, 600	356, 700	398, 400	443, 100	503, 200
38	239, 600	265, 200	291, 000	315, 700	358, 300	399, 500	443, 900	
39	240, 400	266, 000	292, 000	316, 900	359, 800	400, 600	444, 300	
40	241, 200	266, 800	293, 000	318, 100	361, 300	401, 700	445, 000	
41	241, 800	267, 600	294, 000	319, 300	362, 500	402, 500	445, 500	
42	242, 400	268, 400	295, 000	320, 600	363, 600	403, 300	445, 900	
43	243, 000	269, 200	296, 000	321, 900	364, 800	404, 100	446, 300	
44	243, 500	270, 000	297, 000	323, 100	365, 900	404, 900	446, 700	
45	244, 000	270, 700	298, 000	324, 000	366, 900	405, 300	447, 100	
46	244, 600	271, 500	299, 200	325, 200	367, 700	405, 900	447, 500	
47	245, 100	272, 300	300, 300	326, 400	368, 700	406, 400	447, 900	
48	245, 500	273, 100	301, 400	327, 600	369, 800	406, 800	448, 200	
49	245, 900	273, 800	302, 500	328, 700	370, 800	407, 200	448, 500	
50	246, 400	274, 600	303, 600	329, 700	371, 800	407, 400	448, 900	
51	246, 900	275, 300	304, 700	330, 700	372, 800	407, 700	449, 200	
52	247, 400	276, 000	305, 800	331, 600	373, 700	408, 000	449, 500	
53	247, 700	276, 700	306, 900	332, 500	374, 500	408, 300	449, 800	
54	248, 000	277, 400	308, 000	333, 500	375, 300	408, 600		
55	248, 300	278, 100	309, 100	334, 500	376, 200	408, 900		
56	248, 600	278, 800	310, 200	335, 400	377, 000	409, 200		
57	248, 900	279, 500	311, 200	335, 900	377, 500	409, 400		

58	249, 200	280, 200	312, 200	336, 800	378, 300	409, 700		
59	249, 500	280, 900	313, 200	337, 500	379, 100	410, 000		
60	249, 800	281, 500	314, 200	338, 400	379, 900	410, 300		
61	250, 100	282, 100	315, 200	339, 100	380, 300	410, 500		
62	250, 400	282, 800	316, 200	339, 400	381, 000	410, 800		
63	250, 700	283, 500	317, 200	339, 900	381, 700	411, 100		
64	251, 000	284, 100	318, 100	340, 500	382, 300	411, 400		
65	251, 300	284, 700	319, 000	341, 100	382, 700	411, 600		
66	251, 600	285, 400	319, 800	341, 800	383, 200	412, 200		
67	251, 900	286, 100	320, 500	342, 500	383, 800	412, 800		
68	252, 200	286, 700	321, 200	343, 100	384, 400	413, 400		
69	252, 500	287, 300	321, 800	343, 800	384, 800	414, 000		
70	252, 800	288, 000	322, 500	344, 300	385, 300	414, 600		
71	253, 100	288, 700	323, 100	344, 900	385, 800	415, 200		
72	253, 300	289, 300	323, 700	345, 500	386, 300	415, 800		
73	253, 500	289, 900	324, 300	345, 800	386, 900	416, 500		
74	253, 800	290, 400	324, 500	346, 400	387, 400	417, 100		
75	254, 100	290, 800	325, 000	346, 900	388, 000	417, 700		
76	254, 300	291, 200	325, 500	347, 400	388, 600	418, 300		
77	254, 500	291, 600	326, 100	347, 900	389, 100	418, 700		
78	254, 800	291, 900	326, 600	348, 400	389, 600	419, 300		
79	255, 100	292, 200	327, 100	348, 900	390, 100	419, 800		
80	255, 300	292, 500	327, 500	349, 300	390, 600	420, 400		
81	255, 500	292, 800	328, 100	349, 600	390, 900	421, 000		
82	255, 800	293, 100	328, 600	349, 900	391, 400	421, 600		
83	256, 100	293, 400	329, 000	350, 100	391, 800	421, 900		
84	256, 300	293, 700	329, 500	350, 400	392, 200	422, 500		
85	256, 500	293, 900	330, 000	350, 900	392, 600	422, 800		
86		294, 100	330, 400	351, 200	393, 200	423, 400		
87		294, 300	330, 600	351, 500	393, 400	423, 600		
88		294, 500	330, 900	351, 800	394, 000	424, 200		

	89		294,900	331,300	352,200	394,300	424,700		
	90		295,100	331,700	352,500	394,900	425,300		
	91		295,300	332,000	352,800	395,200	425,500		
	92		295,500	332,300	353,100	395,800			
	93		295,900	332,600	353,500	396,200			
	94		296,100	332,800	353,800	396,800			
	95		296,300	333,200	354,100	397,100			
	96		296,600	333,500	354,400	397,700			
	97		296,900	333,700	354,700	398,100			
	98		297,100	334,000	355,100	398,700			
	99		297,300	334,300	355,500	399,000			
	100		297,600	334,600	355,900	399,600			
	101		297,900	334,800	356,400	400,100			
	102		298,100	335,100	356,800	400,700			
	103		298,300	335,400	357,200	400,900			
	104		298,600	335,600	357,600	401,500			
	105		298,900	335,800	358,100	401,900			
	106			336,000					
	107			336,400					
	108			336,600					
	109			336,800					
	110			337,200					
	111			337,600					
	112			338,000					
	113			338,200					
定 年 前 再 任 用		基 準 紿 料 月 額							
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

短 時 間 勤 務 職 員								
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、市の医療機関（市立総合病院を除く。）に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年以前再任用短時間勤務職員以外の	1	円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300

職員	16	235, 600	259, 400	287, 300	301, 300	326, 900	367, 100	414, 300
	17	237, 600	260, 500	287, 800	301, 800	328, 000	368, 900	416, 300
	18	239, 600	261, 600	288, 300	302, 500	329, 200	370, 900	418, 500
	19	241, 700	262, 700	288, 800	303, 200	330, 300	372, 900	420, 700
	20	243, 700	263, 800	289, 300	303, 900	331, 400	374, 900	422, 800
	21	245, 600	264, 900	289, 800	304, 600	332, 500	376, 600	424, 700
	22	246, 800	266, 000	290, 300	305, 500	333, 700	378, 700	426, 600
	23	248, 000	267, 100	290, 800	306, 400	334, 800	380, 800	428, 400
	24	249, 100	268, 200	291, 300	307, 300	335, 900	382, 800	430, 300
	25	250, 200	269, 200	291, 800	308, 100	337, 000	384, 700	432, 000
	26	251, 100	270, 300	292, 300	309, 000	338, 200	386, 300	433, 600
	27	252, 000	271, 400	292, 800	309, 900	339, 300	388, 100	435, 300
	28	252, 900	272, 400	293, 300	310, 800	340, 400	389, 900	436, 900
	29	253, 700	273, 400	293, 800	311, 600	341, 500	391, 600	438, 200
	30	254, 500	274, 100	294, 400	312, 500	342, 700	393, 300	439, 500
	31	255, 200	274, 800	295, 200	313, 400	343, 800	395, 200	441, 100
	32	255, 900	275, 500	296, 000	314, 300	344, 900	396, 900	442, 600
	33	256, 700	276, 200	296, 700	315, 100	346, 000	398, 600	444, 300
	34	257, 500	276, 800	297, 500	316, 200	347, 300	400, 300	445, 900
	35	258, 300	277, 300	298, 300	317, 300	348, 600	402, 100	447, 300
	36	259, 000	277, 800	299, 100	318, 400	349, 900	403, 800	448, 700
	37	259, 700	278, 300	299, 800	319, 500	351, 100	405, 400	449, 800
	38	260, 600	278, 900	300, 600	320, 600	352, 600	407, 100	451, 100
	39	261, 500	279, 400	301, 400	321, 700	354, 100	408, 900	452, 400
	40	262, 300	279, 900	302, 100	322, 800	355, 600	410, 700	453, 800
	41	263, 100	280, 300	302, 900	323, 900	356, 800	412, 200	454, 800
	42	264, 000	280, 800	303, 700	325, 100	358, 300	413, 700	455, 500
	43	264, 800	281, 300	304, 500	326, 200	359, 700	415, 200	456, 300
	44	265, 600	281, 800	305, 300	327, 300	361, 100	416, 500	456, 900
	45	266, 400	282, 300	306, 000	328, 100	362, 500	417, 600	457, 800
	46	267, 100	282, 800	307, 000	329, 200	363, 500	418, 700	458, 500

47	267, 800	283, 300	308, 000	330, 300	364, 900	419, 800	459, 300
48	268, 400	283, 800	308, 900	331, 300	366, 200	421, 000	460, 100
49	269, 000	284, 300	309, 800	332, 300	367, 500	422, 300	460, 800
50	269, 500	284, 800	310, 800	333, 300	368, 900	423, 400	461, 500
51	270, 000	285, 300	311, 800	334, 300	370, 200	424, 600	462, 200
52	270, 400	285, 800	312, 700	335, 300	371, 500	425, 700	463, 000
53	270, 800	286, 300	313, 600	336, 500	373, 000	426, 900	463, 800
54	271, 300	286, 800	314, 600	337, 800	374, 200	427, 900	464, 600
55	271, 800	287, 300	315, 600	339, 000	375, 300	429, 000	465, 300
56	272, 200	287, 800	316, 600	340, 200	376, 500	430, 100	466, 000
57	272, 600	288, 300	317, 400	341, 100	377, 600	431, 100	466, 800
58	273, 000	289, 100	318, 400	342, 300	378, 500	431, 600	
59	273, 400	289, 900	319, 400	343, 400	379, 500	432, 200	
60	273, 800	290, 600	320, 300	344, 700	380, 400	432, 600	
61	274, 200	291, 300	321, 200	345, 700	381, 000	433, 200	
62	274, 600	292, 200	322, 200	346, 600	381, 800	433, 700	
63	275, 000	293, 100	323, 200	347, 700	382, 600	434, 100	
64	275, 400	293, 900	324, 100	348, 900	383, 400	434, 600	
65	275, 800	294, 700	325, 000	350, 000	384, 100	435, 100	
66	276, 200	295, 600	326, 200	351, 200	384, 800	435, 500	
67	276, 600	296, 400	327, 400	352, 400	385, 500	435, 800	
68	277, 000	297, 200	328, 600	353, 400	386, 100	436, 100	
69	277, 400	298, 000	329, 300	354, 400	386, 700	436, 500	
70	277, 900	298, 900	330, 400	355, 400	387, 300		
71	278, 400	299, 800	331, 500	356, 500	388, 000		
72	278, 800	300, 700	332, 400	357, 600	388, 600		
73	279, 200	301, 600	333, 500	358, 400	389, 300		
74	279, 800	302, 500	334, 200	359, 500	389, 800		
75	280, 400	303, 400	335, 300	360, 600	390, 400		
76	280, 900	304, 300	336, 400	361, 600	390, 900		
77	281, 400	305, 100	337, 500	362, 300	391, 300		

78	282, 000	306, 100	338, 700	363, 100	391, 900		
79	282, 600	307, 100	339, 800	363, 900	392, 400		
80	283, 100	308, 000	340, 900	364, 600	392, 700		
81	283, 600	308, 500	342, 000	365, 200	393, 000		
82	284, 100	309, 400	343, 100	365, 700	393, 500		
83	284, 600	310, 300	344, 100	366, 200	393, 900		
84	285, 100	311, 100	345, 200	366, 700	394, 200		
85	285, 600	311, 900	346, 100	367, 300	394, 500		
86	286, 100	312, 900	347, 100	367, 800	395, 000		
87	286, 600	313, 900	348, 000	368, 300	395, 500		
88	287, 100	314, 900	349, 000	368, 800	395, 900		
89	287, 600	315, 800	349, 900	369, 200	396, 200		
90	288, 100	316, 900	350, 700	369, 600	396, 600		
91	288, 600	317, 900	351, 500	370, 200	397, 100		
92	289, 100	318, 900	352, 300	370, 700	397, 500		
93	289, 600	319, 700	352, 900	371, 000	397, 900		
94	290, 200	320, 400	353, 500	371, 500	398, 200		
95	290, 800	321, 100	354, 100	371, 900	398, 800		
96	291, 400	321, 700	354, 700	372, 200	399, 400		
97	292, 000	322, 200	355, 100	372, 800	399, 600		
98	292, 500	322, 500	355, 500	373, 300	400, 200		
99	293, 000	323, 100	356, 000	373, 800	400, 800		
100	293, 500	323, 700	356, 400	374, 300	401, 000		
101	294, 000	324, 100	356, 900	374, 900	401, 500		
102	294, 500	324, 700	357, 300	375, 400	401, 800		
103	295, 000	325, 300	357, 800	375, 900	402, 400		
104	295, 400	325, 800	358, 200	376, 300	402, 600		
105	295, 800	326, 200	358, 500	376, 900	403, 100		
106	296, 300	326, 700	359, 000	377, 400	403, 500		
107	296, 800	327, 200	359, 400	377, 900	404, 100		
108	297, 100	327, 700	359, 700	378, 400	404, 200		

109	297, 300	328, 100	360, 100	379, 000	404, 700		
110	297, 600	328, 500	360, 600	379, 400	405, 000		
111	297, 800	328, 800	361, 100	379, 900	405, 600		
112	298, 100	329, 100	361, 600	380, 400			
113	298, 400	329, 400	362, 100	381, 000			
114	298, 600	329, 800	362, 600	381, 400			
115	298, 900	330, 100	363, 100	381, 700			
116	299, 100	330, 400	363, 500	381, 900			
117	299, 400	330, 600	363, 900	382, 300			
118	299, 700	330, 900	364, 300	382, 700			
119	300, 000	331, 200	364, 800	383, 100			
120	300, 300	331, 400	365, 300	383, 400			
121	300, 600	331, 600	365, 700	383, 900			
122	301, 000	331, 900	366, 200	384, 300			
123	301, 300	332, 200	366, 700	384, 700			
124	301, 600	332, 500	367, 200	385, 000			
125	301, 800	332, 700	367, 500	385, 500			
126	302, 000	333, 000	368, 000	386, 000			
127	302, 300	333, 400	368, 500	386, 500			
128	302, 700	333, 600	369, 000	387, 000			
129	302, 900	333, 800	369, 400	387, 600			
130	303, 200	334, 000		388, 100			
131	303, 600	334, 400		388, 600			
132	304, 000	334, 600		389, 100			
133	304, 200	334, 900		389, 700			
134	304, 500	335, 300		390, 200			
135	304, 800	335, 700		390, 600			
136	305, 100	336, 100					
137	305, 300	336, 400					
138	305, 600	336, 800					
139	305, 900	337, 200					

140	306, 200	337, 600					
141	306, 400	337, 900					
142	306, 800	338, 300					
143	307, 200	338, 600					
144	307, 500	339, 000					
145	307, 700	339, 300					
146	307, 900	339, 700					
147	308, 200	340, 100					
148	308, 600	340, 500					
149	308, 800	340, 800					
150	309, 000	341, 200					
151	309, 300	341, 600					
152	309, 600	342, 000					
153	310, 000	342, 300					
154	310, 200						
155	310, 400						
156	310, 700						
157	311, 000						
158	311, 300						
159	311, 600						
160	311, 900						
161	312, 300						
162	312, 600						
163	312, 900						
164	313, 200						
165	313, 600						
166	313, 900						
167	314, 200						
168	314, 500						
169	314, 900						

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基 準 給 料 月 額						
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、市の医療機関（市立総合病院を除く。）に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 藤枝市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については3,000円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき11,500円、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については、1人につき6,500円とする。

第16条の2第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改め、同条第3項中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号ただし書を削る。

第17条第2項中「6月30日に支給する場合においては100分の122.5を、12月10日に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」とし、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第18条第2項第1号中「6月30日に支給する場合においては100分の102.5を、12月10日に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「6月30日に支給する場合においては100分の48.75を、12月10日に支給する場合においては100分の51.25」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年以前再任用短時間勤務職員以外の職	1	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	294,400	321,100	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	296,000	322,800	356,900	410,200	459,700
	3	185,800	233,000	267,300	297,600	324,100	358,500	412,100	461,100
	4	186,900	234,500	268,300	299,100	325,800	360,100	413,900	462,400
	5	188,000	236,000	269,300	300,300	327,300	361,700	415,700	463,800
	6	189,700	237,500	270,300	301,600	329,000	363,500	417,500	465,100
	7	191,300	239,000	271,300	302,900	330,700	365,000	419,300	466,300
	8	192,900	240,500	272,300	304,300	332,400	366,600	421,100	467,600
	9	194,500	242,000	273,300	305,400	333,800	368,000	422,700	468,800
	10	196,200	243,400	274,300	307,200	335,500	369,600	424,200	470,000
	11	197,800	244,800	275,300	308,900	337,200	371,200	425,700	471,200
	12	199,400	246,200	276,400	310,700	338,900	372,700	427,200	472,300
	13	201,000	247,400	277,400	312,000	340,400	374,600	428,700	473,500
	14	202,700	248,600	278,700	313,900	342,000	376,500	430,000	474,500
	15	204,400	249,800	280,000	315,600	343,500	378,400	431,300	475,500
	16	206,100	251,000	281,200	317,300	345,100	380,200	432,500	476,500

員	17	207, 400	252, 100	282, 600	318, 900	346, 900	381, 700	433, 700	477, 500
	18	209, 000	253, 200	284, 100	320, 800	348, 800	383, 500	435, 000	478, 400
	19	210, 600	254, 300	285, 300	322, 500	350, 400	385, 200	436, 300	479, 300
	20	212, 100	255, 400	286, 800	324, 300	352, 200	386, 800	437, 500	480, 100
	21	213, 600	256, 400	287, 900	325, 800	353, 300	388, 500	438, 700	481, 000
	22	215, 200	257, 400	289, 300	327, 600	354, 900	389, 900	439, 500	481, 800
	23	216, 800	258, 400	290, 800	329, 300	356, 500	391, 300	440, 300	482, 500
	24	218, 400	259, 400	292, 200	331, 000	358, 000	392, 700	441, 100	483, 300
	25	220, 000	260, 400	293, 600	332, 600	359, 800	394, 100	441, 700	484, 000
	26	221, 700	261, 300	294, 800	334, 600	361, 600	395, 300	442, 300	484, 600
	27	223, 000	262, 200	296, 000	336, 200	363, 100	396, 500	442, 900	485, 300
	28	224, 300	263, 100	297, 300	337, 700	364, 900	397, 500	443, 500	485, 900
	29	225, 600	264, 300	298, 600	339, 300	366, 500	398, 600	444, 200	486, 500
	30	226, 700	265, 400	300, 000	341, 000	367, 800	399, 800	445, 000	487, 000
	31	227, 800	266, 400	301, 300	342, 600	369, 000	400, 900	445, 400	487, 500
	32	228, 900	267, 600	302, 600	344, 300	370, 400	402, 000	446, 100	488, 000
	33	230, 000	268, 500	304, 100	345, 700	371, 500	402, 700	446, 600	488, 500
	34	231, 100	269, 800	305, 600	347, 600	372, 400	403, 400	447, 000	
	35	232, 200	270, 900	307, 200	349, 400	373, 900	404, 100	447, 400	
	36	233, 300	271, 800	308, 800	351, 300	375, 500	404, 800	447, 800	
	37	234, 400	272, 900	310, 300	353, 100	376, 700	405, 400	448, 200	
	38	235, 400	273, 800	311, 900	354, 900	377, 900	406, 000	448, 600	
	39	236, 600	275, 000	313, 500	356, 700	379, 100	406, 500	449, 000	
	40	237, 800	276, 100	315, 200	358, 500	380, 300	406, 900	449, 300	
	41	239, 000	277, 300	316, 800	360, 000	381, 400	407, 300	449, 600	
	42	240, 200	278, 600	318, 400	360, 800	382, 600	407, 500	450, 000	
	43	241, 500	279, 900	320, 100	361, 800	383, 700	407, 800	450, 300	
	44	242, 800	281, 100	321, 600	363, 200	384, 800	408, 100	450, 600	
	45	243, 700	282, 500	323, 100	364, 700	385, 900	408, 400	450, 900	
	46	244, 800	283, 500	324, 800	366, 000	386, 900	408, 700		
	47	246, 000	284, 700	326, 600	367, 200	387, 700	409, 000		

48	247, 100	285, 700	328, 400	368, 400	388, 800	409, 300		
49	248, 400	286, 900	329, 600	369, 900	389, 700	409, 500		
50	249, 700	288, 100	331, 200	370, 900	390, 400	409, 800		
51	251, 000	289, 200	332, 900	371, 800	391, 100	410, 100		
52	252, 300	290, 400	334, 600	372, 700	392, 000	410, 400		
53	253, 200	291, 600	336, 400	373, 400	392, 700	410, 600		
54	254, 300	292, 900	338, 200	374, 400	393, 300	410, 900		
55	255, 500	293, 900	340, 100	375, 100	394, 000	411, 200		
56	256, 700	294, 700	342, 000	376, 000	394, 600	411, 500		
57	257, 700	295, 500	343, 800	376, 800	395, 100	411, 700		
58	258, 600	296, 800	345, 600	377, 600	395, 600	412, 000		
59	259, 700	297, 900	347, 400	378, 400	396, 300	412, 300		
60	260, 700	299, 300	349, 300	379, 000	396, 800	412, 500		
61	261, 600	300, 600	350, 600	379, 500	397, 400	412, 700		
62	262, 300	301, 700	352, 000	380, 000	397, 800	413, 000		
63	263, 000	302, 900	353, 400	380, 600	398, 300	413, 300		
64	263, 600	304, 000	354, 700	381, 000	398, 700	413, 500		
65	264, 400	305, 200	356, 300	381, 500	399, 100	413, 700		
66	264, 900	306, 700	357, 300	382, 000	399, 500	414, 000		
67	265, 400	308, 000	358, 500	382, 700	399, 800	414, 300		
68	266, 000	309, 400	359, 400	383, 200	400, 200	414, 500		
69	266, 500	310, 200	360, 300	383, 700	400, 500	414, 700		
70	267, 300	311, 500	361, 400	384, 300	400, 800	415, 000		
71	268, 100	312, 700	362, 200	385, 000	401, 000	415, 300		
72	269, 000	314, 100	363, 200	385, 500	401, 200	415, 500		
73	269, 600	315, 600	364, 100	386, 000	401, 500	415, 700		
74	270, 300	317, 200	364, 800	386, 500	401, 800	416, 000		
75	271, 000	318, 600	365, 400	387, 000	402, 000	416, 300		
76	271, 800	320, 100	365, 900	387, 400	402, 300	416, 600		
77	272, 400	321, 600	366, 400	387, 900	402, 600	416, 900		
78	273, 000	322, 700	367, 000	388, 400	402, 700	417, 200		

79	273, 400	323, 800	367, 700	388, 900	403, 000	417, 500		
80	273, 900	325, 000	368, 300	389, 300	403, 200	417, 800		
81	274, 300	325, 800	368, 500	389, 800	403, 500	418, 100		
82	274, 700	326, 600	369, 100	390, 300	403, 700	418, 400		
83	275, 200	327, 200	369, 700	390, 800	404, 000			
84	275, 700	328, 100	370, 200	391, 200	404, 200			
85	276, 300	328, 900	370, 600	391, 600	404, 500			
86	277, 200	329, 400	371, 200	392, 000				
87	278, 100	330, 100	371, 800	392, 400				
88	278, 900	330, 900	372, 300	392, 700				
89	279, 600	331, 700	372, 800	393, 100				
90	280, 300	332, 300	373, 400	393, 500				
91	281, 000	332, 800	373, 900	393, 900				
92	281, 800	333, 500	374, 500	394, 200				
93	282, 800	334, 100	375, 000	394, 600				
94		334, 500	375, 500	395, 000				
95		334, 800	375, 900	395, 400				
96		335, 500	376, 300	395, 700				
97		335, 800	376, 700	396, 100				
98		336, 100	377, 300	396, 500				
99		336, 600	377, 900	396, 900				
100		337, 000	378, 400	397, 300				
101		337, 500	379, 000	397, 700				
102				398, 100				
103				398, 500				
104				398, 900				
105				399, 300				
定年		基 準 紿 料月額						

前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
---	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	1	円	円	円	円	円	
	186,800	186,800	227,700	259,200	283,900	313,300	
	2	188,600	228,500	260,700	285,700	315,500	
	3	190,400	229,300	262,200	287,300	317,400	
	4	192,200	230,100	263,600	289,200	319,300	
	5	193,800	230,800	264,900	291,100	321,100	
	6	196,700	231,600	266,600	292,500	322,900	
	7	199,500	232,400	268,000	294,300	324,800	
	8	202,300	233,200	269,400	296,100	326,700	
	9	205,200	234,000	270,900	297,900	328,600	
	10	206,800	234,700	272,200	299,600	330,300	
	11	208,500	235,400	273,300	301,200	332,100	
	12	210,200	236,100	274,100	302,800	333,800	

以外の職員	13	211,700	236,800	275,000	304,600	335,500
	14	213,500	237,400	276,200	306,300	337,400
	15	215,200	238,100	277,300	308,000	339,300
	16	217,000	239,400	278,600	309,500	341,200
	17	218,500	240,900	279,600	311,300	342,400
	18	219,800	242,400	280,800	313,000	344,300
	19	221,000	244,000	281,900	314,600	346,000
	20	222,200	245,400	282,900	316,200	347,800
	21	223,200	246,600	284,300	317,700	349,400
	22	223,900	248,000	285,600	319,600	351,100
	23	224,800	249,300	286,900	321,400	352,700
	24	225,500	250,800	288,400	323,200	354,500
	25	226,200	251,800	289,700	324,800	356,400
	26	227,200	252,600	291,100	326,500	358,000
	27	228,200	253,300	292,500	328,200	359,800
	28	229,100	254,300	294,100	329,900	361,400
	29	230,000	255,100	295,500	331,300	362,700
	30	230,700	256,000	297,000	332,900	363,800
	31	231,500	256,800	298,500	334,500	365,000
	32	232,300	257,600	300,000	336,200	366,200
	33	233,200	258,800	301,400	338,000	367,400
	34	233,900	259,800	302,800	339,700	368,000
	35	234,600	260,800	304,300	341,600	368,900
	36	235,400	261,700	305,800	343,100	369,700
	37	236,400	262,300	307,300	344,700	370,600
	38	237,100	263,400	308,600	346,400	371,400
	39	237,700	264,600	309,800	348,100	372,200
	40	238,300	265,700	311,200	349,900	373,000
	41	238,800	266,500	312,400	351,300	373,800
	42	239,400	267,600	313,700	352,500	374,500
	43	239,800	268,500	315,000	353,900	375,100

44	240, 500	269, 500	316, 200	355, 300	375, 700
45	240, 800	270, 300	317, 100	356, 800	376, 300
46	241, 400	271, 000	318, 300	357, 600	376, 900
47	241, 900	272, 100	319, 300	358, 700	377, 500
48	242, 500	273, 200	320, 500	359, 500	377, 900
49	243, 100	273, 900	321, 900	360, 400	378, 400
50	243, 800	274, 500	323, 200	361, 500	378, 900
51	244, 500	275, 200	324, 500	362, 500	379, 500
52	245, 400	275, 900	325, 800	363, 600	379, 900
53	245, 900	276, 600	326, 800	364, 500	380, 200
54	246, 700	277, 600	327, 600	365, 100	380, 600
55	247, 300	278, 400	328, 500	365, 700	381, 100
56	247, 900	279, 100	329, 500	366, 400	381, 600
57	248, 300	280, 000	329, 800	366, 900	382, 000
58	248, 700	280, 600	330, 600	367, 500	382, 500
59	249, 100	281, 300	330, 900	368, 200	383, 100
60	249, 300	281, 800	331, 500	368, 800	383, 700
61	250, 000	282, 400	332, 100	369, 200	384, 100
62	250, 700	283, 200	332, 500	369, 800	384, 500
63	251, 300	284, 000	333, 200	370, 500	384, 900
64	251, 700	284, 800	333, 700	371, 200	385, 300
65	252, 200	285, 300	334, 200	371, 700	385, 700
66	252, 500	286, 000	334, 800	372, 300	386, 100
67	253, 100	286, 800	335, 200	373, 000	386, 500
68	253, 700	287, 600	335, 800	373, 700	386, 900
69	254, 300	288, 300	336, 200	374, 200	387, 300
70	254, 500	289, 000	336, 600	374, 800	387, 700
71	254, 800	289, 400	337, 000	375, 400	388, 100
72	255, 300	290, 100	337, 300	375, 700	388, 500
73	256, 000	290, 800	337, 500	375, 900	388, 900
74	256, 300	291, 300	337, 900	376, 200	389, 300

75	256, 500	291, 700	338, 300	376, 300	389, 700
76	256, 700	291, 800	338, 800	376, 600	
77	257, 000	291, 900	339, 100	376, 800	
78	257, 300	292, 100	339, 500	377, 000	
79	257, 600	292, 300	339, 900	377, 300	
80	257, 800	292, 500	340, 400	377, 600	
81	258, 000	292, 700	340, 900	377, 900	
82	258, 200	292, 900	341, 200	378, 000	
83	258, 600	293, 300	341, 700	378, 400	
84	259, 000	293, 600	342, 200	378, 600	
85	259, 100	293, 800	342, 600	379, 000	
86		294, 000	343, 100	379, 300	
87		294, 300	343, 500	379, 600	
88		294, 600	343, 800	379, 800	
89		294, 900	344, 000	380, 400	
90		295, 300	344, 500	380, 700	
91		295, 600	345, 000	381, 000	
92		295, 900	345, 400	381, 200	
93		296, 200	345, 600	381, 500	
94		296, 500	346, 100	381, 800	
95		296, 800	346, 600	382, 300	
96		297, 000	347, 100	382, 500	
97		297, 200	347, 200	382, 800	
98		297, 600	347, 700		
99		298, 000	348, 100		
100		298, 400	348, 500		
101		298, 600	348, 700		
102			349, 200		
103			349, 600		
104			350, 100		
105			350, 300		

	106		350,800		
	107		351,300		
	108		351,700		
	109		351,900		
	110		352,300		
	111		352,600		
	112		353,000		
	113		353,100		
	114		353,500		
	115		354,000		
	116		354,400		
	117		354,600		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基 準 給 料 月 額				
	197,900	217,900	257,900	277,400	292,800

備考 この表は、地方公務員法第57条に規定する単純労務に雇用される職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職	職	1級	2級	3級	4級	5級
---	---	----	----	----	----	----

員 の 区 分	務 の 級					
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円
前	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
再任	2	293,700	403,000	457,100	551,400	597,600
用	3	296,000	405,600	459,000	552,800	599,100
短時	4	298,200	408,100	460,900	554,400	600,600
間勤	5	300,300	410,500	462,300	555,900	602,100
務職	6	303,800	412,700	464,100	557,300	603,500
員以外の職員	7	307,300	414,800	465,900	558,700	604,800
	8	310,700	416,900	467,700	560,000	606,100
	9	314,100	419,000	469,500	561,200	607,400
	10	317,600	420,500	471,300	562,500	608,600
	11	321,000	422,000	473,100	563,700	609,700
	12	324,400	423,500	474,900	564,900	610,800
	13	327,800	424,900	476,700	566,100	611,900
	14	331,300	426,400	478,500	567,200	612,900
	15	334,700	427,900	480,300	568,300	613,900
	16	338,100	429,300	482,100	569,400	614,900
	17	341,500	430,700	483,900	570,500	615,900
	18	344,600	432,200	485,800	571,600	616,800
	19	347,700	433,700	487,700	572,700	617,700
	20	350,800	435,100	489,600	573,800	618,600
	21	354,000	436,500	491,500	574,800	619,400
	22	357,100	438,000	493,200	575,700	620,400
	23	360,200	439,500	495,000	576,600	621,400
	24	363,200	440,900	496,800	577,500	622,400
	25	366,200	442,300	498,400	578,400	623,400
	26	368,500	443,700	500,200	579,400	624,400

27	370, 800	445, 100	502, 000	580, 400	625, 400
28	373, 000	446, 500	503, 600	581, 400	626, 400
29	374, 900	447, 900	505, 000	582, 300	
30	376, 600	449, 300	506, 700	583, 100	
31	378, 300	450, 700	508, 500	583, 900	
32	380, 100	452, 100	510, 200	584, 800	
33	381, 900	453, 500	511, 700	585, 700	
34	383, 700	454, 900	513, 000	586, 500	
35	385, 300	456, 300	514, 300	587, 400	
36	386, 700	457, 700	515, 600	588, 300	
37	388, 100	459, 100	516, 600	589, 200	
38	389, 600	460, 800	517, 900	590, 100	
39	391, 100	462, 400	519, 200	591, 000	
40	392, 600	464, 000	520, 500	591, 900	
41	394, 100	465, 600	521, 500	592, 800	
42	394, 800	466, 800	522, 300	593, 700	
43	395, 400	468, 000	523, 100	594, 600	
44	396, 100	469, 100	523, 900	595, 500	
45	397, 000	470, 100	524, 800	596, 400	
46	397, 600	471, 100	525, 600	597, 300	
47	398, 200	472, 000	526, 400	598, 200	
48	398, 800	472, 800	527, 100	599, 100	
49	399, 400	473, 500	527, 900	600, 000	
50	399, 900	474, 200	528, 700	600, 900	
51	400, 400	474, 900	529, 400	601, 800	
52	400, 900	475, 500	530, 300	602, 700	
53	401, 400	476, 200	531, 200	603, 600	
54	401, 800	476, 900	532, 000	604, 500	
55	402, 200	477, 500	532, 900	605, 400	
56	402, 600	478, 100	533, 800	606, 300	
57	403, 000	478, 400	534, 600	607, 200	

58	403, 400	479, 000	535, 500	608, 100	
59	403, 800	479, 700	536, 400		
60	404, 200	480, 400	537, 100		
61	404, 600	480, 800	537, 900		
62	405, 000	481, 400	538, 800		
63	405, 400	482, 100	539, 700		
64	405, 800	482, 800	540, 600		
65	406, 100	483, 200	541, 400		
66		483, 800	542, 300		
67		484, 400	543, 200		
68		484, 900	544, 100		
69		485, 400	544, 900		
70		485, 900	545, 800		
71		486, 400	546, 700		
72		486, 900	547, 600		
73		487, 300	548, 400		
74		487, 800	549, 300		
75		488, 200	550, 200		
76		488, 700	551, 100		
77		489, 200	551, 900		
78		489, 800	552, 800		
79		490, 400	553, 700		
80		490, 800	554, 600		
81		491, 300	555, 400		
82		491, 900			
83		492, 500			
84		493, 000			
85		493, 500			
86		494, 100			
87		494, 700			
88		495, 300			

	89	495, 800				
	90	496, 400				
	91	497, 000				
	92	497, 600				
	93	498, 100				
	94	498, 700				
	95	499, 300				
	96	499, 900				
	97	500, 400				
	98	501, 000				
	99	501, 600				
	100	502, 200				
	101	502, 700				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給 料 月 額				
		301, 700	344, 400	399, 500	473, 300	573, 800

備考 この表は、市の医療機関（市立総合病院を除く。）に勤務する医師たる職員で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職	職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
---	---	----	----	----	----	----	----	----	----

員 の 区 分	務 の 級								
		号給	給料月額						
定年	1	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100	
前再任用	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700	
短時間勤務	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200	
勤務職員以外の職員	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000	
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	

27	230, 300	256, 400	284, 200	307, 300	353, 900	400, 600	446, 300	
28	231, 200	257, 200	285, 000	308, 500	355, 300	401, 700	446, 700	
29	232, 100	258, 000	285, 800	309, 800	356, 700	402, 500	447, 100	
30	233, 000	258, 800	286, 900	311, 000	358, 300	403, 300	447, 500	
31	233, 900	259, 600	287, 900	312, 200	359, 800	404, 100	447, 900	
32	234, 800	260, 400	288, 900	313, 400	361, 300	404, 900	448, 200	
33	235, 600	261, 200	289, 900	314, 600	362, 500	405, 300	448, 500	
34	236, 400	262, 000	291, 000	315, 700	363, 600	405, 900	448, 900	
35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800	406, 400	449, 200	
36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900	406, 800	449, 500	
37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900	407, 200	449, 800	
38	239, 600	265, 200	295, 000	320, 600	367, 700	407, 400		
39	240, 400	266, 000	296, 000	321, 900	368, 700	407, 700		
40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800	408, 000		
41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300		
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600		
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900		
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200		
45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400		
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700		
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000		
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300		
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500		
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800		
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100		
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400		
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600		
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000	412, 200		
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700	412, 800		
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300	413, 400		
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700	414, 000		

58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200	414, 600		
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800	415, 200		
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400	415, 800		
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800	416, 500		
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300	417, 100		
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800	417, 700		
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300	418, 300		
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900	418, 700		
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400	419, 300		
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000	419, 800		
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600	420, 400		
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100	421, 000		
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600	421, 600		
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100	421, 900		
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600	422, 500		
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900	422, 800		
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400	423, 400		
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800	423, 600		
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200	424, 200		
77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600	424, 700		
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900	393, 200	425, 300		
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100	393, 400	425, 500		
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400	394, 000			
81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900	394, 300			
82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200	394, 900			
83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500	395, 200			
84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800	395, 800			
85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200	396, 200			
86		294, 100	331, 700	352, 500	396, 800			
87		294, 300	332, 000	352, 800	397, 100			
88		294, 500	332, 300	353, 100	397, 700			

	89		294,900	332,600	353,500	398,100			
	90		295,100	332,800	353,800	398,700			
	91		295,300	333,200	354,100	399,000			
	92		295,500	333,500	354,400	399,600			
	93		295,900	333,700	354,700	400,100			
	94		296,100	334,000	355,100	400,700			
	95		296,300	334,300	355,500	400,900			
	96		296,600	334,600	355,900	401,500			
	97		296,900	334,800	356,400	401,900			
	98		297,100	335,100	356,800				
	99		297,300	335,400	357,200				
	100		297,600	335,600	357,600				
	101		297,900	335,800	358,100				
	102		298,100	336,000					
	103		298,300	336,400					
	104		298,600	336,600					
	105		298,900	336,800					
	106			337,200					
	107			337,600					
	108			338,000					
	109			338,200					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤		基 準 紿 料 月 額							
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

務 職 員								
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、市の医療機関（市立総合病院を除く。）に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	円	円	円	円	円	円	円
		207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
前再任用	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300

20	243, 700	263, 800	291, 300	307, 300	340, 400	396, 900	448, 700
21	245, 600	264, 900	291, 800	308, 100	341, 500	398, 600	449, 800
22	246, 800	266, 000	292, 300	309, 000	342, 700	400, 300	451, 100
23	248, 000	267, 100	292, 800	309, 900	343, 800	402, 100	452, 400
24	249, 100	268, 200	293, 300	310, 800	344, 900	403, 800	453, 800
25	250, 200	269, 200	293, 800	311, 600	346, 000	405, 400	454, 800
26	251, 100	270, 300	294, 400	312, 500	347, 300	407, 100	455, 500
27	252, 000	271, 400	295, 200	313, 400	348, 600	408, 900	456, 300
28	252, 900	272, 400	296, 000	314, 300	349, 900	410, 700	456, 900
29	253, 700	273, 400	296, 700	315, 100	351, 100	412, 200	457, 800
30	254, 500	274, 100	297, 500	316, 200	352, 600	413, 700	458, 500
31	255, 200	274, 800	298, 300	317, 300	354, 100	415, 200	459, 300
32	255, 900	275, 500	299, 100	318, 400	355, 600	416, 500	460, 100
33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800	417, 600	460, 800
34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300	418, 700	461, 500
35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700	419, 800	462, 200
36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100	421, 000	463, 000
37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300	463, 800
38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400	464, 600
39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600	465, 300
40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700	466, 000
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100	
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600	
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200	
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200	
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700	

51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100	
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600	
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100	
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500	
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800	
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500	
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800		
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500		
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100		
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700		
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300		
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000		
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600		
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300		
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800		
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400		
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900		
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300		
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900		
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400		
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700		
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000		
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500		
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900		
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200		
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500		
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000		
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500		
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900		
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200		

82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600		
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100		
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500		
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900		
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	398, 200		
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200	398, 800		
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700	399, 400		
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000	399, 600		
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500	400, 200		
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900	400, 800		
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200	401, 000		
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800	401, 500		
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300	401, 800		
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800	402, 400		
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300	402, 600		
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900	403, 100		
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400	403, 500		
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900	404, 100		
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300	404, 200		
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900	404, 700		
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400	405, 000		
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900	405, 600		
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400			
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000			
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400			
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900			
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400			
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000			
110	297, 600	328, 500	362, 600	381, 400			
111	297, 800	328, 800	363, 100	381, 700			
112	298, 100	329, 100	363, 500	381, 900			

113	298, 400	329, 400	363, 900	382, 300			
114	298, 600	329, 800	364, 300	382, 700			
115	298, 900	330, 100	364, 800	383, 100			
116	299, 100	330, 400	365, 300	383, 400			
117	299, 400	330, 600	365, 700	383, 900			
118	299, 700	330, 900	366, 200	384, 300			
119	300, 000	331, 200	366, 700	384, 700			
120	300, 300	331, 400	367, 200	385, 000			
121	300, 600	331, 600	367, 500	385, 500			
122	301, 000	331, 900	368, 000	386, 000			
123	301, 300	332, 200	368, 500	386, 500			
124	301, 600	332, 500	369, 000	387, 000			
125	301, 800	332, 700	369, 400	387, 600			
126	302, 000	333, 000		388, 100			
127	302, 300	333, 400		388, 600			
128	302, 700	333, 600		389, 100			
129	302, 900	333, 800		389, 700			
130	303, 200	334, 000		390, 200			
131	303, 600	334, 400		390, 600			
132	304, 000	334, 600					
133	304, 200	334, 900					
134	304, 500	335, 300					
135	304, 800	335, 700					
136	305, 100	336, 100					
137	305, 300	336, 400					
138	305, 600	336, 800					
139	305, 900	337, 200					
140	306, 200	337, 600					
141	306, 400	337, 900					
142	306, 800	338, 300					
143	307, 200	338, 600					

	144	307, 500	339, 000					
	145	307, 700	339, 300					
	146	307, 900	339, 700					
	147	308, 200	340, 100					
	148	308, 600	340, 500					
	149	308, 800	340, 800					
	150	309, 000	341, 200					
	151	309, 300	341, 600					
	152	309, 600	342, 000					
	153	310, 000	342, 300					
	154	310, 200						
	155	310, 400						
	156	310, 700						
	157	311, 000						
	158	311, 300						
	159	311, 600						
	160	311, 900						
	161	312, 300						
	162	312, 600						
	163	312, 900						
	164	313, 200						
	165	313, 600						
	166	313, 900						
	167	314, 200						
	168	314, 500						
	169	314, 900						
定 年 前 再 任		基 準 紿 料 月 額						
		239, 700	260, 200	267, 500	277, 900	294, 300	331, 900	376, 600

用 短 時 間 勤 務 職 員							
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、市の医療機関（市立総合病院を除く。）に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第3条 藤枝市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び附則第5項の規定 令和7年4月1日

(2) 第3条及び附則第4項の規定 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日

2 第1条の規定による改正後の藤枝市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条例第17条第2項及び第3項並びに第18条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の藤枝市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

4 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上

の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の藤枝市職員の給与に関する条例第17条の3第1項第1号及び第3項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（号給の切替え）

5 令和7年4月1日（以下この項において「切替日」という。）の前日において藤枝市職員の給与に関する条例の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

附則別表 号給の切替表

ア 行政職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1

17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	3
25	21	17	17	13	9	4
26	22	18	18	14	10	5
27	23	19	19	15	11	5
28	24	20	20	16	12	6
29	25	21	21	17	13	7
30	26	22	22	18	14	8
31	27	23	23	19	15	8
32	28	24	24	20	16	9
33	29	25	25	21	17	9
34	30	26	26	22	18	10
35	31	27	27	23	19	11
36	32	28	28	24	20	11
37	33	29	29	25	21	11
38	34	30	30	26	22	12
39	35	31	31	27	23	13
40	36	32	32	28	24	13
41	37	33	33	29	25	13
42	38	34	34	30	26	14
43	39	35	35	31	27	14
44	40	36	36	32	28	15
45	41	37	37	33	29	15
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	

48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		

79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78	74		
87	83	79	79	75		
88	84	80	80	76		
89	85	81	81	77		
90	86	82	82	78		
91	87	83	83	79		
92	88	84	84	80		
93	89	85	85	81		
94	90	86		82		
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94	90				
99	95	91				
100	96	92				
101	97	93				
102	98	94				
103	99	95				
104	100	96				
105	101	97				
106		98				
107		99				
108		100				
109		101				

110		102				
111		103				
112		104				
113		105				

イ 行政職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16

25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47

56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70
79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74
83	67	79	79	75
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	

87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102		98		
103		99		
104		100		
105		101		
106		102		
107		103		
108		104		
109		105		
110		106		
111		107		
112		108		
113		109		
114		110		
115		111		
116		112		
117		113		

118		114		
119		115		
120		116		
121		117		

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	2	1	1	6
15	3	1	1	7
16	4	1	1	8
17	5	1	1	9
18	6	2	1	9
19	7	3	1	10
20	8	4	1	11
21	9	5	1	12
22	10	6	1	13
23	11	7	1	14
24	12	8	1	15

25	13	9	1	16
26	14	10	1	17
27	15	11	1	18
28	16	12	1	19
29	17	13	1	20
30	18	14	1	21
31	19	15	1	22
32	20	16	1	23
33	21	17	1	24
34	22	18	1	25
35	23	19	1	26
36	24	20	1	27
37	25	21	1	28
38	26	22	2	
39	27	23	3	
40	28	24	4	
41	29	25	5	
42	30	26	6	
43	31	27	7	
44	32	28	8	
45	33	29	9	
46	34	30	10	
47	35	31	11	
48	36	32	12	
49	37	33	13	
50	38	34	13	
51	39	35	14	
52	40	36	15	
53	41	37	16	
54	42	38	17	
55	43	39	17	

56	44	40	18	
57	45	41	19	
58	46	42	20	
59	47	43	21	
60	48	44	21	
61	49	45	22	
62	50	46	23	
63	51	47	24	
64	52	48	25	
65	53	49	26	
66	54	50	27	
67	55	51	28	
68	56	52	29	
69	57	53	30	
70	58	54	31	
71	59	55	32	
72	60	56	33	
73	61	57	34	
74	62	58	35	
75	63	59	36	
76	64	60	37	
77	65	61	38	
78	66	62	39	
79	67	63	40	
80	68	64	41	
81	69	65	42	
82	70	66	43	
83	71	67	44	
84	72	68	45	
85	73	69	46	
86	74	70	47	

87	75	71	48	
88	76	72	49	
89	77	73	50	
90	78	74	51	
91	79	75	52	
92	80	76	53	
93	81	77	54	
94	82	78	55	
95	83	79	56	
96	84	80	57	
97	85	81	58	
98	86			
99	87			
100	88			
101	89			
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1

2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16

33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		

64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58	54		
67	63	63	59	55		
68	64	64	60	56		
69	65	65	61	57		
70	66	66	62	58		
71	67	67	63	59		
72	68	68	64	60		
73	69	69	65	61		
74	70	70	66	62		
75	71	71	67	63		
76	72	72	68	64		
77	73	73	69	65		
78	74	74	70	66		
79	75	75	71	67		
80	76	76	72	68		
81	77	77	73	69		
82	78	78	74	70		
83	79	79	75	71		
84	80	80	76	72		
85	81	81	77	73		
86	82	82	78	74		
87	83	83	79	75		
88	84	84	80	76		
89	85	85	81	77		
90	86	86	82	78		
91	87	87	83	79		
92	88	88	84			
93	89	89	85			
94	90	90	86			

95	91	91	87			
96	92	92	88			
97	93	93	89			
98	94	94	90			
99	95	95	91			
100	96	96	92			
101	97	97	93			
102	98	98	94			
103	99	99	95			
104	100	100	96			
105	101	101	97			
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

才 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1

10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24

41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		

72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		
97	93	93	89		
98	94	94	90		
99	95	95	91		
100	96	96	92		
101	97	97	93		
102	98	98	94		

103	99	99	95		
104	100	100	96		
105	101	101	97		
106	102	102	98		
107	103	103	99		
108	104	104	100		
109	105	105	101		
110	106	106	102		
111	107	107	103		
112	108	108			
113	109	109			
114	110	110			
115	111	111			
116	112	112			
117	113	113			
118	114	114			
119	115	115			
120	116	116			
121	117	117			
122	118	118			
123	119	119			
124	120	120			
125	121	121			
126	122	122			
127	123	123			
128	124	124			
129	125	125			
130		126			
131		127			
132		128			
133		129			

134		130			
135		131			

第21号議案

藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例

第1条 藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和36年藤枝市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「6月30日に支給する場合においては100分の172.5を、12月10日に支給する場合においては100分の182.5」に改める。

第2条 藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月30日に支給する場合においては100分の172.5を、12月10日に支給する場合においては100分の182.5」を「100分の177.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の227.5」を「6月30日に支給する場合においては100分の227.5を、12月10日に支給する場合においては100分の237.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「6月30日に支給する場合においては100分の227.5を、12月10日に支給する場合においては100分の237.5」を「100分の232.5」に改める。

第3条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和7年4月1日

(2) 第3条及び附則第4項の規定 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

(経過措置)

4 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の特別職の職員の給与に関する条例第5条第2項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第23号議案

藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤枝市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「100分の122.5」を「6月30日に支給する場合においては100分の122.5、12月10日に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同条第5項中「100分の102.5」を「6月30日に支給する場合においては100分の102.5、12月10日に支給する場合においては100分の107.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

ア 会計年度任用職員行政職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 183,500	円 230,000	円 261,300
2	184,600	231,500	262,300
3	185,800	233,000	263,300
4	186,900	234,500	264,300
5	188,000	236,000	265,300
6	189,700	237,500	266,300
7	191,300	239,000	267,300
8	192,900	240,500	268,300
9	194,500	242,000	269,300
10	196,200	243,400	270,300
11	197,800	244,800	271,300

12	199, 400	246, 200	272, 300
13	201, 000	247, 400	273, 300
14	202, 700	248, 600	274, 300
15	204, 400	249, 800	275, 300
16	206, 100	251, 000	276, 400
17	207, 400	252, 100	277, 400
18	209, 000	253, 200	278, 700
19	210, 600	254, 300	280, 000
20	212, 100	255, 400	281, 200
21	213, 600	256, 400	282, 600
22	215, 200	257, 400	284, 100
23	216, 800	258, 400	285, 300
24	218, 400	259, 400	286, 800
25	220, 000	260, 400	287, 900
26	221, 700	261, 300	289, 300
27	223, 000	262, 200	290, 800
28	224, 300	263, 100	292, 200
29	225, 600	264, 300	293, 600
30	226, 700	265, 400	294, 800
31	227, 800	266, 400	296, 000
32	228, 900	267, 600	297, 300
33	230, 000	268, 500	298, 600
34	231, 100	269, 800	300, 000
35	232, 200	270, 900	301, 300
36	233, 300	271, 800	302, 600
37	234, 400	272, 900	304, 100
38	235, 400	273, 800	305, 600
39	236, 600	275, 000	307, 200
40	237, 800	276, 100	308, 800
41	239, 000	277, 300	310, 300
42	240, 200	278, 600	311, 900

43	241, 500	279, 900	313, 500
44	242, 800	281, 100	315, 200
45	243, 700	282, 500	316, 800
46	244, 800	283, 500	318, 400
47	246, 000	284, 700	320, 100
48	247, 100	285, 700	321, 600
49	248, 400	286, 900	323, 100
50	249, 700	288, 100	324, 800
51	251, 000	289, 200	326, 600
52	252, 300	290, 400	328, 400
53	253, 200	291, 600	329, 600
54	254, 300	292, 900	331, 200
55	255, 500	293, 900	332, 900
56	256, 700	294, 700	334, 600
57	257, 700	295, 500	336, 400
58	258, 600	296, 800	338, 200
59	259, 700	297, 900	340, 100
60	260, 700	299, 300	342, 000
61	261, 600	300, 600	343, 800
62	262, 300	301, 700	345, 600
63	263, 000	302, 900	347, 400
64	263, 600	304, 000	349, 300
65	264, 400	305, 200	350, 600
66	264, 900	306, 700	352, 000
67	265, 400	308, 000	353, 400
68	266, 000	309, 400	354, 700
69	266, 500	310, 200	356, 300
70	267, 300	311, 500	357, 300
71	268, 100	312, 700	358, 500
72	269, 000	314, 100	359, 400
73	269, 600	315, 600	360, 300

74	270, 300	317, 200	361, 400
75	271, 000	318, 600	362, 200
76	271, 800	320, 100	363, 200
77	272, 400	321, 600	364, 100
78	273, 000	322, 700	364, 800
79	273, 400	323, 800	365, 400
80	273, 900	325, 000	365, 900
81	274, 300	325, 800	366, 400
82	274, 700	326, 600	367, 000
83	275, 200	327, 200	367, 700
84	275, 700	328, 100	368, 300
85	276, 300	328, 900	368, 500
86	277, 200	329, 400	369, 100
87	278, 100	330, 100	369, 700
88	278, 900	330, 900	370, 200
89	279, 600	331, 700	370, 600
90	280, 300	332, 300	371, 200
91	281, 000	332, 800	371, 800
92	281, 800	333, 500	372, 300
93	282, 800	334, 100	372, 800
94		334, 500	373, 400
95		334, 800	373, 900
96		335, 500	374, 500
97		335, 800	375, 000
98		336, 100	375, 500
99		336, 600	375, 900
100		337, 000	376, 300
101		337, 500	376, 700
102			377, 300
103			377, 900
104			378, 400

105			379,000
-----	--	--	---------

イ 会計年度任用職員行政職給料表(2)

職務の級	1級	2級
	号給	給料月額
1	円 166,500	円 227,700
2	167,700	228,500
3	168,800	229,300
4	169,900	230,100
5	171,200	230,800
6	172,400	231,600
7	173,600	232,400
8	174,800	233,200
9	175,800	234,000
10	177,000	234,700
11	178,300	235,400
12	179,500	236,100
13	180,600	236,800
14	181,900	237,400
15	183,700	238,100
16	185,400	239,400
17	186,800	240,900
18	188,600	242,400
19	190,400	244,000
20	192,200	245,400
21	193,800	246,600
22	196,700	248,000
23	199,500	249,300

24	202, 300	250, 800
25	205, 200	251, 800
26	206, 800	252, 600
27	208, 500	253, 300
28	210, 200	254, 300
29	211, 700	255, 100
30	213, 500	256, 000
31	215, 200	256, 800
32	217, 000	257, 600
33	218, 500	258, 800
34	219, 800	259, 800
35	221, 000	260, 800
36	222, 200	261, 700
37	223, 200	262, 300
38	223, 900	263, 400
39	224, 800	264, 600
40	225, 500	265, 700
41	226, 200	266, 500
42	227, 200	267, 600
43	228, 200	268, 500
44	229, 100	269, 500
45	230, 000	270, 300
46	230, 700	271, 000
47	231, 500	272, 100
48	232, 300	273, 200
49	233, 200	273, 900
50	233, 900	274, 500
51	234, 600	275, 200
52	235, 400	275, 900
53	236, 400	276, 600
54	237, 100	277, 600

55	237, 700	278, 400
56	238, 300	279, 100
57	238, 800	280, 000
58	239, 400	280, 600
59	239, 800	281, 300
60	240, 500	281, 800
61	240, 800	282, 400
62	241, 400	283, 200
63	241, 900	284, 000
64	242, 500	284, 800
65	243, 100	285, 300
66	243, 800	286, 000
67	244, 500	286, 800
68	245, 400	287, 600
69	245, 900	288, 300
70	246, 700	289, 000
71	247, 300	289, 400
72	247, 900	290, 100
73	248, 300	290, 800
74	248, 700	291, 300
75	249, 100	291, 700
76	249, 300	291, 800
77	250, 000	291, 900
78	250, 700	292, 100
79	251, 300	292, 300
80	251, 700	292, 500
81	252, 200	292, 700
82	252, 500	292, 900
83	253, 100	293, 300
84	253, 700	293, 600
85	254, 300	293, 800

86	254, 500	294, 000
87	254, 800	294, 300
88	255, 300	294, 600
89	256, 000	294, 900
90	256, 300	295, 300
91	256, 500	295, 600
92	256, 700	295, 900
93	257, 000	296, 200
94	257, 300	296, 500
95	257, 600	296, 800
96	257, 800	297, 000
97	258, 000	297, 200
98	258, 200	297, 600
99	258, 600	298, 000
100	259, 000	298, 400
101	259, 100	298, 600

ウ 会計年度任用職員医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	291, 400	370, 000	426, 700
2	293, 700	372, 600	428, 700
3	296, 000	375, 100	430, 700
4	298, 200	377, 600	432, 600
5	300, 300	380, 100	434, 500
6	303, 800	382, 800	436, 100
7	307, 300	385, 500	437, 700
8	310, 700	388, 100	439, 300

9	314, 100	390, 200	440, 900
10	317, 600	392, 700	442, 700
11	321, 000	395, 200	444, 500
12	324, 400	397, 700	446, 300
13	327, 800	400, 300	448, 100
14	331, 300	403, 000	449, 900
15	334, 700	405, 600	451, 700
16	338, 100	408, 100	453, 500
17	341, 500	410, 500	455, 100
18	344, 600	412, 700	457, 100
19	347, 700	414, 800	459, 000
20	350, 800	416, 900	460, 900
21	354, 000	419, 000	462, 300
22	357, 100	420, 500	464, 100
23	360, 200	422, 000	465, 900
24	363, 200	423, 500	467, 700
25	366, 200	424, 900	469, 500
26	368, 500	426, 400	471, 300
27	370, 800	427, 900	473, 100
28	373, 000	429, 300	474, 900
29	374, 900	430, 700	476, 700
30	376, 600	432, 200	478, 500
31	378, 300	433, 700	480, 300
32	380, 100	435, 100	482, 100
33	381, 900	436, 500	483, 900
34	383, 700	438, 000	485, 800
35	385, 300	439, 500	487, 700
36	386, 700	440, 900	489, 600
37	388, 100	442, 300	491, 500
38	389, 600	443, 700	493, 200
39	391, 100	445, 100	495, 000

40	392, 600	446, 500	496, 800
41	394, 100	447, 900	498, 400
42	394, 800	449, 300	500, 200
43	395, 400	450, 700	502, 000
44	396, 100	452, 100	503, 600
45	397, 000	453, 500	505, 000
46	397, 600	454, 900	506, 700
47	398, 200	456, 300	508, 500
48	398, 800	457, 700	510, 200
49	399, 400	459, 100	511, 700
50	399, 900	460, 800	513, 000
51	400, 400	462, 400	514, 300
52	400, 900	464, 000	515, 600
53	401, 400	465, 600	516, 600
54	401, 800	466, 800	517, 900
55	402, 200	468, 000	519, 200
56	402, 600	469, 100	520, 500
57	403, 000	470, 100	521, 500
58	403, 400	471, 100	522, 300
59	403, 800	472, 000	523, 100
60	404, 200	472, 800	523, 900
61	404, 600	473, 500	524, 800
62	405, 000	474, 200	525, 600
63	405, 400	474, 900	526, 400
64	405, 800	475, 500	527, 100
65	406, 100	476, 200	527, 900
66		476, 900	528, 700
67		477, 500	529, 400
68		478, 100	530, 300
69		478, 400	531, 200
70		479, 000	532, 000

71		479, 700	532, 900
72		480, 400	533, 800
73		480, 800	534, 600
74		481, 400	535, 500
75		482, 100	536, 400
76		482, 800	537, 100
77		483, 200	537, 900
78		483, 800	538, 800
79		484, 400	539, 700
80		484, 900	540, 600
81		485, 400	541, 400
82		485, 900	542, 300
83		486, 400	543, 200
84		486, 900	544, 100
85		487, 300	544, 900
86		487, 800	545, 800
87		488, 200	546, 700
88		488, 700	547, 600
89		489, 200	548, 400
90		489, 800	549, 300
91		490, 400	550, 200
92		490, 800	551, 100
93		491, 300	551, 900
94		491, 900	552, 800
95		492, 500	553, 700
96		493, 000	554, 600
97		493, 500	555, 400
98		494, 100	
99		494, 700	
100		495, 300	
101		495, 800	

102		496, 400	
103		497, 000	
104		497, 600	
105		498, 100	
106		498, 700	
107		499, 300	
108		499, 900	
109		500, 400	
110		501, 000	
111		501, 600	
112		502, 200	
113		502, 700	

工 会計年度任用職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額
1	円 188, 600	円 227, 400	円 258, 500
2	190, 700	228, 700	259, 700
3	192, 800	230, 000	260, 800
4	194, 900	231, 300	261, 900
5	196, 900	232, 500	263, 000
6	198, 900	233, 600	263, 800
7	200, 900	234, 600	264, 600
8	202, 700	235, 600	265, 400
9	204, 500	236, 700	266, 200
10	206, 400	237, 900	267, 000
11	208, 300	239, 200	267, 800
12	210, 400	240, 500	268, 600

13	212, 100	241, 800	269, 400
14	214, 100	243, 100	270, 200
15	216, 300	244, 400	271, 000
16	218, 400	245, 600	271, 800
17	220, 500	246, 800	272, 600
18	221, 600	248, 000	273, 400
19	222, 700	249, 200	274, 200
20	223, 800	250, 400	275, 000
21	224, 900	251, 500	275, 800
22	225, 800	252, 400	276, 600
23	226, 700	253, 200	277, 400
24	227, 600	254, 000	278, 200
25	228, 500	254, 800	279, 000
26	229, 400	255, 600	279, 900
27	230, 300	256, 400	280, 800
28	231, 200	257, 200	281, 600
29	232, 100	258, 000	282, 400
30	233, 000	258, 800	283, 300
31	233, 900	259, 600	284, 200
32	234, 800	260, 400	285, 000
33	235, 600	261, 200	285, 800
34	236, 400	262, 000	286, 900
35	237, 200	262, 700	287, 900
36	238, 000	263, 500	288, 900
37	238, 800	264, 400	289, 900
38	239, 600	265, 200	291, 000
39	240, 400	266, 000	292, 000
40	241, 200	266, 800	293, 000
41	241, 800	267, 600	294, 000
42	242, 400	268, 400	295, 000
43	243, 000	269, 200	296, 000

44	243, 500	270, 000	297, 000
45	244, 000	270, 700	298, 000
46	244, 600	271, 500	299, 200
47	245, 100	272, 300	300, 300
48	245, 500	273, 100	301, 400
49	245, 900	273, 800	302, 500
50	246, 400	274, 600	303, 600
51	246, 900	275, 300	304, 700
52	247, 400	276, 000	305, 800
53	247, 700	276, 700	306, 900
54	248, 000	277, 400	308, 000
55	248, 300	278, 100	309, 100
56	248, 600	278, 800	310, 200
57	248, 900	279, 500	311, 200
58	249, 200	280, 200	312, 200
59	249, 500	280, 900	313, 200
60	249, 800	281, 500	314, 200
61	250, 100	282, 100	315, 200
62	250, 400	282, 800	316, 200
63	250, 700	283, 500	317, 200
64	251, 000	284, 100	318, 100
65	251, 300	284, 700	319, 000
66	251, 600	285, 400	319, 800
67	251, 900	286, 100	320, 500
68	252, 200	286, 700	321, 200
69	252, 500	287, 300	321, 800
70	252, 800	288, 000	322, 500
71	253, 100	288, 700	323, 100
72	253, 300	289, 300	323, 700
73	253, 500	289, 900	324, 300
74	253, 800	290, 400	324, 500

75	254, 100	290, 800	325, 000
76	254, 300	291, 200	325, 500
77	254, 500	291, 600	326, 100
78	254, 800	291, 900	326, 600
79	255, 100	292, 200	327, 100
80	255, 300	292, 500	327, 500
81	255, 500	292, 800	328, 100
82	255, 800	293, 100	328, 600
83	256, 100	293, 400	329, 000
84	256, 300	293, 700	329, 500
85	256, 500	293, 900	330, 000
86		294, 100	330, 400
87		294, 300	330, 600
88		294, 500	330, 900
89		294, 900	331, 300
90		295, 100	331, 700
91		295, 300	332, 000
92		295, 500	332, 300
93		295, 900	332, 600
94		296, 100	332, 800
95		296, 300	333, 200
96		296, 600	333, 500
97		296, 900	333, 700
98		297, 100	334, 000
99		297, 300	334, 300
100		297, 600	334, 600
101		297, 900	334, 800
102		298, 100	335, 100
103		298, 300	335, 400
104		298, 600	335, 600
105		298, 900	335, 800

106			336,000
107			336,400
108			336,600
109			336,800
110			337,200
111			337,600
112			338,000
113			338,200

才 会計年度任用職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額
1	円 207,700	円 240,600	円 277,600
2	209,600	242,800	278,700
3	211,400	245,000	279,800
4	213,100	247,200	280,800
5	214,800	249,400	281,800
6	216,700	250,400	282,300
7	218,500	251,300	282,800
8	220,200	252,200	283,300
9	221,900	253,100	283,800
10	223,900	254,300	284,300
11	225,800	255,400	284,800
12	227,700	256,300	285,300
13	229,600	257,100	285,800
14	231,600	257,800	286,300
15	233,600	258,500	286,800
16	235,600	259,400	287,300

17	237, 600	260, 500	287, 800
18	239, 600	261, 600	288, 300
19	241, 700	262, 700	288, 800
20	243, 700	263, 800	289, 300
21	245, 600	264, 900	289, 800
22	246, 800	266, 000	290, 300
23	248, 000	267, 100	290, 800
24	249, 100	268, 200	291, 300
25	250, 200	269, 200	291, 800
26	251, 100	270, 300	292, 300
27	252, 000	271, 400	292, 800
28	252, 900	272, 400	293, 300
29	253, 700	273, 400	293, 800
30	254, 500	274, 100	294, 400
31	255, 200	274, 800	295, 200
32	255, 900	275, 500	296, 000
33	256, 700	276, 200	296, 700
34	257, 500	276, 800	297, 500
35	258, 300	277, 300	298, 300
36	259, 000	277, 800	299, 100
37	259, 700	278, 300	299, 800
38	260, 600	278, 900	300, 600
39	261, 500	279, 400	301, 400
40	262, 300	279, 900	302, 100
41	263, 100	280, 300	302, 900
42	264, 000	280, 800	303, 700
43	264, 800	281, 300	304, 500
44	265, 600	281, 800	305, 300
45	266, 400	282, 300	306, 000
46	267, 100	282, 800	307, 000
47	267, 800	283, 300	308, 000

48	268, 400	283, 800	308, 900
49	269, 000	284, 300	309, 800
50	269, 500	284, 800	310, 800
51	270, 000	285, 300	311, 800
52	270, 400	285, 800	312, 700
53	270, 800	286, 300	313, 600
54	271, 300	286, 800	314, 600
55	271, 800	287, 300	315, 600
56	272, 200	287, 800	316, 600
57	272, 600	288, 300	317, 400
58	273, 000	289, 100	318, 400
59	273, 400	289, 900	319, 400
60	273, 800	290, 600	320, 300
61	274, 200	291, 300	321, 200
62	274, 600	292, 200	322, 200
63	275, 000	293, 100	323, 200
64	275, 400	293, 900	324, 100
65	275, 800	294, 700	325, 000
66	276, 200	295, 600	326, 200
67	276, 600	296, 400	327, 400
68	277, 000	297, 200	328, 600
69	277, 400	298, 000	329, 300
70	277, 900	298, 900	330, 400
71	278, 400	299, 800	331, 500
72	278, 800	300, 700	332, 400
73	279, 200	301, 600	333, 500
74	279, 800	302, 500	334, 200
75	280, 400	303, 400	335, 300
76	280, 900	304, 300	336, 400
77	281, 400	305, 100	337, 500
78	282, 000	306, 100	338, 700

79	282, 600	307, 100	339, 800
80	283, 100	308, 000	340, 900
81	283, 600	308, 500	342, 000
82	284, 100	309, 400	343, 100
83	284, 600	310, 300	344, 100
84	285, 100	311, 100	345, 200
85	285, 600	311, 900	346, 100
86	286, 100	312, 900	347, 100
87	286, 600	313, 900	348, 000
88	287, 100	314, 900	349, 000
89	287, 600	315, 800	349, 900
90	288, 100	316, 900	350, 700
91	288, 600	317, 900	351, 500
92	289, 100	318, 900	352, 300
93	289, 600	319, 700	352, 900
94	290, 200	320, 400	353, 500
95	290, 800	321, 100	354, 100
96	291, 400	321, 700	354, 700
97	292, 000	322, 200	355, 100
98	292, 500	322, 500	355, 500
99	293, 000	323, 100	356, 000
100	293, 500	323, 700	356, 400
101	294, 000	324, 100	356, 900
102	294, 500	324, 700	357, 300
103	295, 000	325, 300	357, 800
104	295, 400	325, 800	358, 200
105	295, 800	326, 200	358, 500
106	296, 300	326, 700	359, 000
107	296, 800	327, 200	359, 400
108	297, 100	327, 700	359, 700
109	297, 300	328, 100	360, 100

110	297, 600	328, 500	360, 600
111	297, 800	328, 800	361, 100
112	298, 100	329, 100	361, 600
113	298, 400	329, 400	362, 100
114	298, 600	329, 800	362, 600
115	298, 900	330, 100	363, 100
116	299, 100	330, 400	363, 500
117	299, 400	330, 600	363, 900
118	299, 700	330, 900	364, 300
119	300, 000	331, 200	364, 800
120	300, 300	331, 400	365, 300
121	300, 600	331, 600	365, 700
122	301, 000	331, 900	366, 200
123	301, 300	332, 200	366, 700
124	301, 600	332, 500	367, 200
125	301, 800	332, 700	367, 500
126	302, 000	333, 000	368, 000
127	302, 300	333, 400	368, 500
128	302, 700	333, 600	369, 000
129	302, 900	333, 800	369, 400
130	303, 200	334, 000	
131	303, 600	334, 400	
132	304, 000	334, 600	
133	304, 200	334, 900	
134	304, 500	335, 300	
135	304, 800	335, 700	
136	305, 100	336, 100	
137	305, 300	336, 400	
138	305, 600	336, 800	
139	305, 900	337, 200	
140	306, 200	337, 600	

141	306, 400	337, 900	
142	306, 800	338, 300	
143	307, 200	338, 600	
144	307, 500	339, 000	
145	307, 700	339, 300	
146	307, 900	339, 700	
147	308, 200	340, 100	
148	308, 600	340, 500	
149	308, 800	340, 800	
150	309, 000	341, 200	
151	309, 300	341, 600	
152	309, 600	342, 000	
153	310, 000	342, 300	
154	310, 200		
155	310, 400		
156	310, 700		
157	311, 000		
158	311, 300		
159	311, 600		
160	311, 900		
161	312, 300		
162	312, 600		
163	312, 900		
164	313, 200		
165	313, 600		
166	313, 900		
167	314, 200		
168	314, 500		
169	314, 900		

第2条 藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「6月30日に支給する場合においては100分の122.5、12月10日に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第5項中「6月30日に支給する場合においては100分の102.5、12月10日に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は令和6年4月1日から、改正後の条例第5条第4項の規定は令和6年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤枝市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第11項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第12項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第14項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条第11項第4号及び第14項並びに附則第14項の改正規定並びに次項の規定 令和7年4月1日

(2) 第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項の改正規定 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日

(経過措置)

2 改正後の藤枝市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した藤枝市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって前項第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の藤枝市職員の退職手当に関する条例第13条第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

藤枝市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員等の旅費に関する条例（昭和54年藤枝市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「概算払い」を「概算払」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項及び第4項の規定により、旅費の支給を受けることができる者から申出があった場合においては、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

第4条第4項本文中「記載し」を「記載又は記録をし」に、「提示」を「通知」に改め、同項ただし書中「これを提示」を「旅行命令書等に当該事項の記載又は記録を」に、「記載し、これを当該旅行者に提示」を「記載又は記録を」に改め、同条第5項中「及び様式」を「又は記録事項」に改める。

第6条第2項から第4項までの規定中「、路程に応じ」を削り、同条第5項中「路程に応じ、1キロメートル当たりの定額又は」を削る。

第7条第5項を削る。

第9条及び第10条を次のように改める。

第9条及び第10条 削除

第13条第1項中「概算払い」を「概算払」に、「所定の請求書に必要な書類を添えてこれを」を「旅費の請求に必要な書類を」に、「添付書類」を「書類」に改め、同条第2項中「概算払い」を「概算払」に改め、同条第4項中「請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項」を「旅費の請求に必要な書類、第2項」に改める。

第14条第2項を削る。

第17条に次のただし書を加える。

ただし、旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を使用して旅行した場合の車賃の額は、別に定める。

第22条中「5夜分」の次に「を限度として、現に宿泊した夜数分」を加える。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 26 号議案

藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年藤枝市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項及び第 4 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 27 号議案

藤枝市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年藤枝市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

別表中

「		「	
30年以上		30年以上35年未満	35年以上
979,000円		979,000円	1,079,000円
909,000円		909,000円	1,009,000円
849,000円		849,000円	949,000円
809,000円		809,000円	909,000円
734,000円		734,000円	834,000円
689,000円		689,000円	789,000円

を

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の藤枝市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

第28号議案

藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

藤枝市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年藤枝市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中

「

12,500円	13,350円	14,200円
10,800円	11,650円	12,500円
9,100円	9,950円	10,800円

を

」

「

12,900円	13,700円	14,500円
11,300円	12,100円	12,900円
9,700円	10,500円	11,300円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の藤枝市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた藤枝市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項にお

いて「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

第29号議案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤枝市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(藤枝市税条例の一部改正)

第2条 藤枝市税条例(昭和29年藤枝市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第37条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第131条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第141条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(藤枝市都市計画税条例の一部改正)

第3条 藤枝市都市計画税条例（昭和31年藤枝市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第4項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

ふじえだ陶芸村拠点施設条例

(設置)

第1条 文化芸術を活かした農村と都市の交流促進、道路利用者への休憩の場の提供及び地域情報の発信、農産物等の販売による地域産業の振興並びに温泉施設を活かした市民の福祉の向上及び健康の増進等の取組を有機的な連携の下に推進することにより、持続可能な中山間地域の形成を図るため、ふじえだ陶芸村拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ふじえだ陶芸村拠点施設	藤枝市本郷5445番地

(施設)

第3条 拠点施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 陶芸センター
- (2) 温泉施設
- (3) 農産物等販売施設
- (4) 飲食施設
- (5) 展示施設
- (6) 情報発信施設
- (7) 公衆便所
- (8) 多目的広場
- (9) 駐車場
- (10) その他附帯施設

(開館時間)

第4条 拠点施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設の名称	開館時間
陶芸センター、農産物等販売施設、飲食施設、展示施設	午前9時から午後5時まで
温泉施設	午前9時から午後9時まで

情報発信施設、公衆便所、多目的広場、駐車場、その他附帯施設	24時間
-------------------------------	------

(休館日)

第5条 拠点施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日とすることができます。

施設の名称	休館日
陶芸センター	(1) 月曜日（その日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日。以下この条において同じ。) (2) 12月28日から1月3日まで
温泉施設	(1) 毎月第2及び第4月曜日 (2) 12月31日及び1月1日
農産物等販売施設、飲食施設、展示施設	12月31日及び1月1日
情報発信施設、公衆便所、多目的広場、駐車場、その他附帯施設	無休

(使用の許可)

第6条 陶芸センター及び温泉施設を使用しようとする者並びに情報発信施設、多目的広場及び駐車場を専用して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、拠点施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、設備、備品等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を市長に納付しなければならない。

2 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責によらない理由で施設を使用できなかったとき。
- (2) その他市長が特別の事情があると認めたとき。

（目的外使用等の禁止）

第10条 使用者は、施設を許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設の使用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当する事由が使用者に生じたとき。
- (4) 災害等により拠点施設の使用ができなくなったとき。
- (5) 拠点施設の管理上の必要その他やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定を適用したことにより使用者が受けた損害について、市長はその賠償の責めを負わない。ただし、同項第5号に該当し、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

（原状回復の義務）

第12条 使用者は、施設の使用を終了したとき（前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときを含む。）は、速やかに施設を原状に復さなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めるときはこの限りでない。

（損害賠償）

第13条 故意又は過失により拠点施設の建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならぬ

い。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、拠点施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により行う指定管理者の管理に関する業務は、次のとおりとする。

- (1) 拠点施設の利用の許可に関する業務
- (2) 拠点施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 農産物、地場産品、飲食物その他の物品の販売に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第15条 第8条第1項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により市長が拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合においては、利用者は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責によらない理由で施設を利用できなかったとき。
- (2) その他指定管理者が特別の事情があると認めたとき。

(読み替規定)

第17条 第14条第1項の規定により市長が拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条から第7条まで、 第11条及び第12条	市長	指定管理者
第4条及び第5条	これ	市長の承認を得てこれ
第6条、第7条及び第10条から第12条まで	使用	利用
第8条及び第10条から 第12条まで	使用者	利用者

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関し必要な手続その他の拠点施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(藤枝市瀬戸谷温泉施設条例の廃止)

3 藤枝市瀬戸谷温泉施設条例（平成15年藤枝市条例第13号）は、廃止する。

(藤枝市農山村地域活性化施設条例の一部改正)

4 藤枝市農山村地域活性化施設条例（平成2年藤枝市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表陶芸センターの項を削る。

第3条の表陶芸センターの部を削る。

第14条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

別表2の部マウンテンボード使用料の項数量の欄中「〃」を「1式」に改め、同部ストライダー使用料の項数量の欄中「〃」を「1台」に、同項時間の欄中「〃」を「30分」に改め、同部ポッカール使用料の項数量の欄中「〃」を「1台」に、同項時間の欄中「〃」を「30分」に改め、同部ソリ使用料の項数量の欄中「〃」を「1台」に、同項時間の欄中「〃」を「30分」に改める。

別表3の部を削る。

別表4の部オートキャンプサイト使用料の項数量の欄中「〃」を「1区画」に、同項時間の欄中「〃」を「14時～翌日12時」に改め、同部テント使用料の項

時間の欄中「〃」を「14時～翌日12時」に改め、同部Bコテージ使用料の項
数量の欄中「〃」を「1部屋」に、同項時間の欄中「〃」を「14時～翌日10
時」に改め、同表4の部を同表3の部とし、同表5の部を同表4の部とする。

(藤枝市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する
条例の一部改正)

5 藤枝市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する
条例（昭和39年藤枝市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第24号を次のように改める。

(24) ふじえだ陶芸村拠点施設

別表（第8条、第15条関係）

1 陶芸センター使用料

体験内容	区分	金額
手びねり	大人	2,500円
	小人	1,500円

備考

1 大人とは、満18歳以上の者（高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。）
をいう。

2 小人とは、満3歳以上の幼児、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の
生徒並びにこれに準ずる者をいう。

2 温泉施設使用料

施設	区分	金額	
		3時間まで	3時間を超える部分に つき1時間までごとに
入浴施設	大人	700円	140円
	小人	420円	70円
和室	1室	3,130円	1,030円

備考

1 大人とは、満12歳以上の者（小学校の児童及びこれに準ずる者を除く。）
をいう。

2 小人とは、満3歳以上の幼児、小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。

3 その他の施設使用料

施設	単位	金額
展示施設	1室・1日当たり	1,000円
情報発信施設	1区画・1日当たり	400円
多目的広場、駐車場		600円

備考

- 1 1区画は、情報発信施設にあっては4平方メートル、多目的広場及び駐車場にあっては20平方メートルを標準とする。
- 2 営利目的で施設を使用する場合は、上表に定める額又は売上額に100分の20を乗じて得た額のいずれか高い額を使用料とする。
- 3 藤枝市民、市内の事業所等に勤務する者及び市内の事業所等以外のものが使用する場合は、当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。

第31号議案

藤枝市立保育所条例の一部を改正する条例

藤枝市立保育所条例(昭和41年藤枝市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「藤枝市立岡部みわ保育園」を「藤枝市立みわ保育園」に、「岡部町内谷1629番地の1」を「岡部町三輪685番地の2」に、「藤枝市立岡部あさひな保育園」を「藤枝市立あさひな保育園」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

藤枝市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

藤枝市子ども・子育て会議条例（平成25年藤枝市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「法」」を「「支援法」」に改め、「第72条第1項」の次に「及びこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項」を加え、「「子育て会議」」を「「会議」」に改める。

第8条中「子育て会議」を「会議」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「子育て会議」を「会議」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項から第3項までの規定中「子育て会議」を「会議」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項及び第3項中「子育て会議」を「会議」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「子育て会議」を「会議」に改め、同条第2項第1号から第3号までの規定中「子育て支援」の次に「又はこども施策」を加え、同条を第4条とする。

第2条中「子育て会議」を「会議」に改め、同条第5号中「児童福祉関連」を「こども」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 藤枝市こども計画に関すること。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、支援法及び基本法において使用する用語の例による。

附則第2項中「子育て会議」を「会議」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第33号議案

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤枝市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

藤枝市内陸フロンティア事業特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、内陸フロンティア整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、土地等の売払収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、岡部町内谷地区工業用地整備事業費及びその他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第35号議案

藤枝市営住宅条例の一部を改正する条例

藤枝市営住宅条例（平成9年藤枝市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「、通知」を「及び通知」に改める。

第10条第1項第1号中「独立の生計を営み、かつ、弁償をする資力を有する者で、市長が適當と認める連帯保証人と連署する」を削る。

第11条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第24条第4項中「、第12条第1項及び第23条第1項の規定にかかわらず」を削り、「第29条第5項」を「第29条第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の第5の部(1)の項備考3項中「移転する」を「移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替えをする」に改め、「当該移転」の次に「、修繕又は模様替え」を加え、同項備考4項中「移転する」を「移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替えをする」に改め、同項備考に次の2項を加える。

5 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の計画の通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合は、上の表に規定する手数料のほか、(20)の項の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表手数料の額の欄に掲げる額とする。

6 上の表に規定する手数料のほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）1棟ごとに、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表手数料の額の欄に掲げる額とする。

区分		手数料の額
建築物を建築する場合（確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	13,000円
	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この部において同じ。）	申請又は通知に係る戸数（以下この表、次項備考3項の表及び(3)の項備考3項の表において「申請戸数」という。）が1戸のもの
	申請戸数が2	24,000円

		戸以上5戸以下のもの	
		申請戸数が6戸以上のもの	34,000円
建築物を建築する場合 (確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合に限る。)	一戸建ての住宅 共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	6,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	12,000円
		申請戸数が6戸以上のもの	17,000円

別表の第5の部(2)の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項備考1項中「建築物を移転した」を「建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替えをした」に改め、「当該移転」の次に「、修繕又は模様替え」を加え、同項備考2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合は、上の表」を「上の表」に、「適合判定通知書の交付を受けた建築物1棟ごとに、次の表の左欄に掲げる特定建築物の部分の区分及び同表中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額の手数料を徴収するもの」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）1棟ごとに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる手数料の額」に改め、同部(2)の項備考2項の表中

「

特定建築物の部分	床面積の合計	手数料の額
特定建築物の非住宅部分であって、30平方メートル以内のもの	30平方メートル以内のもの	2,000円
	30平方メートルを超える、100平方メートル以下のもの	2,000円

工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この項及び(3)の項において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	トル以内のもの	
	100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	3,000円
	200平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの	5,000円
	500平方メートルを超えるもの	10,000円
		を
特定建築物の工場等の用途に供する部分	30平方メートル以内のもの	1,000円
	30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの	1,000円
	100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	1,000円
	200平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの	1,000円
	500平方メートルを超えるもの	2,000円

」

「

区分	手数料の額
一戸建ての住宅	3,000円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
	申請戸数が6戸以上のもの
共同住宅等の共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この部において「基準省令」という。）第4条第3項第1号若しくは第14条第2項第1号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が住宅の用途に供する部分のうち、共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。以下この項及び次項において	2,000円

て同じ。)		
共同住宅等の非住宅部分（住宅の用途以外の用途に供する部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 床面積の合計が30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの 床面積の合計が100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	2,000円 2,000円 3,000円 5,000円
共同住宅等の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 床面積の合計が30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの 床面積の合計が100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1,000円 1,000円 1,000円 1,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 床面積の合計が30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの 床面積の合計が100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	2,000円 2,000円 3,000円 5,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1,000円

に

部分	床面積の合計が30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1,000円

」

改め、同項備考2項を同項備考3項とし、同項備考1項の次に次の1項を加える。

2 建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の検査の申請に係る建築物に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合は、上の表に規定する手数料のほか、(2)の項の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額の欄に掲げる額とする。

別表の第5の部(3)の項中「第18条第20項」を「第18条第29項」に、「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項備考1項中「建築物を移転した」を「建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替えをした」に改め、「当該移転」の次に「、その大規模の修繕又は大規模の模様替え」を加え、同項備考2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合は、上の表」を「上の表」に、「適合判定通知書の交付を受けた建築物1棟ごとに、次の表の左欄に掲げる特定建築物の部分の区分及び同表中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額の手数料を徴収するもの」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）1棟ごとに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる手数料の額」に改め、同項備考2項の表中

「

特定建築物の部分	床面積の合計	手数料の額
特定建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	30平方メートル以内のもの 30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの 100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	2,000円 2,000円 3,000円

	メートル以内のもの	
	200平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの	5,000円
	500平方メートルを超えるもの	10,000円
特定建築物の工場等の用途に供する部分	30平方メートル以内のもの	1,000円
	30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの	1,000円
	100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	1,000円
	200平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの	1,000円
	500平方メートルを超えるもの	2,000円

を

」

「

区分	手数料の額
一戸建ての住宅	3,000円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
	申請戸数が6戸以上のもの
共同住宅等の共用部分(基準省令第4条第3項第1号若しくは第14条第2項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。)	2,000円
共同住宅等の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの
	床面積の合計が30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの
	床面積の合計が100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

共同住宅等の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	5,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1,000円

】

改め、同項備考2項を同項備考3項とし、同項備考1項の次に次の1項を加える。

2 建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の検査の申請に係る建築物に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合は、上の表に規定する手数料のほか、(2)の項の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の表に掲げる手数料の額とする。

別表第5の部(4)の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項の表に備考として次のように加える。

備考

中間検査の申請に係る建築物に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合は、上の表に規定する手数料の額のほか、(22)の項の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額の欄に掲げる額とする。

別表第5の部(18)の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同項を同部(19)の項とし、同部中(9)の項から(17)の項までを1項ずつ繰り下げ、同部(8)の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同項を同部(9)の項とし、同部(7)の項を同部(8)の項とし、同部(6)の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項を同部(7)の項とし、同部(5)の項を同部(6)の項とし、同部(4)の項の次に次の1項を加える。

(5) 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請 120,000円

別表第5の部(19)の項の次に次の3項を加える。

(20) 法第87条の4において準用する同法第6条第1項に規定する確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知（建築設備1件につき） 次の表に掲げる額

区分	手数料の額
確認を受けた建築設備の計画を変更して設置する場合	小荷物専用昇降機 6,000円
	その他の建築設備 10,000円
その他の場合	小荷物専用昇降機 9,000円
	その他の建築設備 20,000円

(21) 法第87条の4において準用する法第7条第1項に規定する検査の申請又は法第18条第20項の規定による通知（建築設備1件につき） 次の表に掲げる額

区分	手数料の額
建築基準法第87条の4において準用する法第7条の3第1項又は法第18条第29項の	小荷物専用昇降機 18,000円
	その他のもの 26,000円

検査を受けた建築設備		
その他の建築設備	小荷物専用昇降機	18,000円
	その他の建築設備	30,000円

(22) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項に規定する検査の申請又は法第18条第28項の規定による通知（建築設備1件につき）次の表に掲げる額

区分	手数料の額
小荷物専用昇降機	18,000円
その他のもの	26,000円

別表第8の部(2)の項の次に次の1項を加える。

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の軽微変更該当証明書の交付（1件につき）次の表に掲げる額

区分	手数料の額
市長が定める機関が交付した法第54条第1項第1号（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	1,000円
共同住宅等	1,000円
住戸部分	証明に係る戸数（以下この項において「証明戸数」という。）が1戸のもの
	証明戸数が2戸以上5戸以下のもの
	証明戸数が6戸以上10戸以下のもの
	証明戸数が11戸以上のもの
共用部分	3,000円
非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの

		床面積の合計が 300平方メート ルを超えるもの	5,000円
	その他の建築物	床面積の合計が 300平方メート ル以内のもの	3,000円
		床面積の合計が 300平方メート ルを超えるもの	5,000円
その他の場 合	一戸建ての住宅	市長が定める基準による 審査にあっては9,000円、 その他の基準による審査 にあっては4,000円	
共同住宅等	住戸部分	証明戸数が1戸 のもの	市長が定める基準による 審査にあっては9,000円、 その他の基準による審査 にあっては4,000円
		証明戸数が2戸 以上5戸以下のもの	市長が定める基準による 審査にあっては19,000円、 その他の基準による審査 にあっては9,000円
		証明戸数が6戸 以上10戸以下のもの	市長が定める基準による 審査にあっては27,000円、 その他の基準による審査 にあっては13,000円
		証明戸数が11戸 以上のもの	市長が定める基準による 審査にあっては39,000円、 その他の基準による審査 にあっては20,000円
	共用部分		30,000円
	非住宅部分	床面積の合計が	市長が定める基準による

	300平方メートル以内のもの	審査にあっては62,000円、その他の基準による審査にあっては24,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては78,000円、その他の基準による審査にあっては30,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては62,000円、その他の基準による審査にあっては24,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては78,000円、その他の基準による審査にあっては30,000円

別表第9の部(1)の項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項の表中

「

区分	手数料の額
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の非住宅部分であって、工場等（工場、倉庫その他）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省を

エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この項、(2)の項及び(6)の項において同じ。)の用途に供する部分を除いた部分	<p>令（平成28年 経済産業省 令・国土交通 省令第1号。 以下この第9 の表において「省令」と いいう。)第1条 第1項 第1号 口に規定す る基準によ る判定にあ つては 94,000円、そ れ以外に規 定する基準 による判定 にあっては 246,000円</p>
床面積の合計 が 300 平方メートルを超えるもの	<p>省令第1条第 1項 第1号 口 に規定する 基準による 判定にあつ ては 120,000 円、それ以外 に規定する 基準による 判定にあつ ては 309,000 円</p>

特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	28,000円

」

「

区分		手数料の額
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下	一戸建ての住宅	5,000円
	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この部において同じ。）	申請戸数が1戸のもの
		5,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
		10,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
		17,000円
		申請戸数が11戸以上のもの
		29,000円
	共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第14条第2項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第14条第2項第2号の規定を適用する場合であつ	10,000円

この部において「基準省令」という。)第4条第3項第2号若しくは第14条第2項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分（以下この部において「共用部分」という。）のみの建築物の場合	て、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合に限る。)		
	非住宅部分（住宅の用途以外の用途に供する部分をいう。以下この部において同じ。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	17,000円
その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	17,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		法第2条第1項第3号に

規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項及び次項において「市長が定める基準」という。）による判定にあっては37,000円、それ以外に規定する基準による判定にあっては18,000円

共同住宅等	住戸部分	申請戸数が 1戸のもの	市長が定め る基準によ る判定にあ つては 37,000円、 それ以外に 規定する基 準による判 定にあって は18,000円
		申請戸数が 2戸以上5戸 以下のもの	市長が定め る基準によ る判定にあ つては 75,000円、 その他の基 準による判 定にあって は35,000円
		申請戸数が 6戸以上10 戸以下のもの	市長が定め る基準によ る判定にあ つては 106,000円、 その他の基 準による判 定にあって は51,000円
		申請戸数が 11戸以上の もの	市長が定め る基準によ る判定にあ

			つては 150,000円、 その他の基 準による判 定にあって は75,000円
	共用部分（基準省令第4条 第3項第1号若しくは第14 条第2項第1号の規定を適 用する建築物の場合に限 る。）		118,000円
	非住宅部分 であって、工 場等（工場、 倉庫その他 エネルギー の使用の状 況がこれら に類するも のをいう。以 下この部に おいて同 じ。）の用途 に供する部 分を除いた 部分	床面積の合 計が300平 方メートル 以内のもの	市長が定め る基準によ る判定にあ つては 246,000円、 その他の基 準による判 定にあって は94,000円
		床面積の合 計が300平 方メートル を超えるも の	市長が定め る基準によ る判定にあ つては 309,000円、 その他の基 準による判 定にあって は120,000 円
	非住宅部分	床面積の合	20,000円

	であって、工場等の用途に供する部分	計が300平方メートル以内のもの 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	28,000円
その他の建築物	工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては246,000円、 その他の基準による判定にあっては94,000円
	工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては309,000円、 その他の基準による判定にあっては120,000円

		床面積の合 計が300平 方メートル を超えるも の	28,000円
--	--	--	---------

」

改め、同部(2)の項中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同項の表中

「

区分	手数料の額
特定建築物(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。)の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
特定建築物(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。)の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による判定にあつては48,000円、それ以外に規定する基準による判定にあつては124,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

を

		判定にあつては 61,000円、それ以外に規定する判定にあつては 156,000円
特定建築物(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。)の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	11,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	16,000円

」

「

	区分		手数料の額
認定建築物	一戸建ての住宅		3,000円
エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第14条第2項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1戸のもの
			3,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
			6,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
			10,000円
			申請戸数が11戸以上のもの
			17,000円
		共用部分(基準省令第4条第3項第1号若しくは第14条第2項第1号の規定を適用する建築物又は基	6,000円

が共用部分のみの建築物の場合	準省令第4条第3項第2号若しくは第14条第2項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合に限る。)		
	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	10,000円
	その他の建築物		6,000円
その他の場合	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		10,000円
	一戸建ての住宅		市長が定める基準による判定につては19,000円、他の基準による判

			定にあって は 9,000 円
共同住宅 等	住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	市長が定め る基準によ る判定にあ つては 19,000 円、 その他の基 準による判 定にあって は 9,000 円
		申請戸数が 2 戸以上 5 戸 以下のもの	市長が定め る基準によ る判定にあ つては 38,000 円、 その他の基 準による判 定にあって は 18,000 円
		申請戸数が 6 戸以上 10 戸 以下のもの	市長が定め る基準によ る判定にあ つては 55,000 円、 その他の基 準による判 定にあって は 27,000 円

		申請戸数が 11戸以上の もの	市長が定め る基準によ る判定にあ つては 78,000円、 その他の基 準による判 定にあって は 40,000 円
		共用部分（基準省令第4条 第3項第1号若しくは第 14条第2項第1号の規定 を適用する建築物の場合 に限る。）	60,000円
		非住宅部分 であって、 工場等の用 途に供する 部分を除い た部分	市長が定め る基準によ る判定にあ つては 124,000円、 その他の基 準による判 定にあって は 48,000 円
		床面積の合 計が 300 平 方メートル 以内のもの	市長が定め る基準によ る判定にあ つては 156,000円、 その他の基

			準による判定にあっては 61,000 円
	非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	11,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	16,000 円
その他の建築物	工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 124,000 円、他の基準による判定にあっては 48,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては 156,000 円、他の基準による判定にあって

			は 61,000 円
	工場等の用 途に供する 部分	床面積の合 計が 300 平 方メートル 以内のもの	11,000 円
		床面積の合 計が 300 平 方メートル を超えるも の	16,000 円

」

改める。

別表第9の部(3)の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項ア中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項イ中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項の表中

「

区分		手数料の額
市長が定める機関が交付した法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	5,000円
	共同住宅等（共同住宅の他の一戸のうち、人の居住の用に供する部分以外の住宅の下この部において同じ。）	申請戸数が1戸のもの
	供する部分	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
	供する部分	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
	供する部分	申請戸数が11戸以上のもの
	共用部分（住宅の用途に供	10,000円

を

	する部分のうち、共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。以下この部において同じ。)	
非住宅部分 (住宅の用途以外の用途に供する部分をいう。以下この部において同じ。)	床面積の合計 が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計 が300平方メートルを超えるもの	17,000円

」

「

区分		手数料の額
市長が定める機関が交付した法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	5,000円
	共同住宅等	5,000円
	住戸部分	申請戸数が1戸のもの
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
		申請戸数が11戸以上のもの
	共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第14条第2項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	10,000円
	非住宅部分	床面積の合計
		10,000円

に、

	が 300 平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	17,000円

」

「

その他の場合	一戸建ての住宅		法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの(以下この項において単に「市長が定める基準」という。)による審査にあっては37,000円、他の基準による審査にあっては18,000円
	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が 1 戸 のもの
			市長が定める基準による審査にあっては37,000円、他の基準による審査にあっては18,000円
			申請戸数が 2 戸 以上 5 戸 以下のもの
			市長が定める基準による審査にあっては75,000円、他の基準による審査にあっては35,000円
			申請戸数が 6 戸 以上 10 戸 以下のもの
			市長が定める基準による審査にあっては106,000円、他の基準による審査にあっては51,000円
			申請戸数が 11 戸 以上
			市長が定める基準による審査にあっては150,000円、他の基準による審査にあっては106,000円

を

	上のもの	の基準による審査にあっては 75,000円
共用部分		118,000円

」

「

その他の場合	一戸建ての住宅		法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの(以下この項において単に「市長が定める基準」という。)による審査にあっては37,000円、その他の基準による審査にあっては18,000円	
	共同住宅等	住戸部 分	申請戸数 が 1 戸 の もの	市長が定める基準による審査にあっては37,000円、その他の基準による審査にあっては18,000円
			申請戸数 が 2 戸 以 上 5 戸 以 下のもの	市長が定める基準による審査にあっては75,000円、その他の基準による審査にあっては35,000円
			申請戸数 が 6 戸 以 上 10 戸 以 下のもの	市長が定める基準による審査にあっては106,000円、その他の基準による審査にあっては51,000円
			申請戸数 が 11 戸 以 上のもの	市長が定める基準による審査にあっては150,000円、その他の基準による審査にあっては75,000円
	共用部分 (基準省令 第4条第3項第1		118,000円	

に

	号若しくは第14条 第2項第1号の規定 を適用する建築物 の場合に限る。)	
--	--	--

」

改める。

別表の第9の部(4)の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項ア中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項イ中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号ウ中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項の表中

「

区分		手数料の額
市長が定める機関が交付した法第36条第2項において準用する法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	3,000円
	共同住戸部分	申請戸数が1戸のもの
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
		申請戸数が11戸以上のもの
	共用部分	6,000円

を

」

「

区分		手数料の額
市長が定める機関が交付	一戸建ての住宅	3,000円
	共同住戸部分	申請戸数が1戸のもの

付した法第31条第2項において準用する法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	住宅等	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円
		申請戸数が11戸以上のもの	17,000円
	共用部分(基準省令第4条第3項第1号若しくは第14条第2項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。)		

に、

」

「

その他の場合	一戸建ての住宅		法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの(以下この項において単に「市長が定める基準」という。)による審査にあっては19,000円、他の基準による審査にあっては9,000円
	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1戸のもの
			市長が定める基準による審査にあっては19,000円、他の基準による審査にあっては9,000円
			申請戸数が2戸以上5戸
			市長が定める基準による審査にあっては

を

	以下のもの	38,000円、その他の基準による審査にあっては18,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては55,000円、その他の基準による審査にあっては27,000円
	申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては78,000円、その他の基準による審査にあっては40,000円
共用部分		60,000円

」

「

その他の場合	一戸建ての住宅	法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあっては19,000円、その他の基準による審査にあっては9,000円	
共同住宅部分等	住戸	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあっては19,000円、その他の基準による審査にあって

		は9,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては38,000円、他の基準による審査にあっては18,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては55,000円、他の基準による審査にあっては27,000円
	申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては78,000円、他の基準による審査にあっては40,000円
	共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第14条第2項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	60,000円

」

改める。

別表の第9の部(5)の項及び(6)の項を次のように改める。

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の輕微変更該当証明書の交付（1件につき） 次の表に掲げる額

区分			手数料の額
認定建築物			1,000円
エネルギー消費性能向上計画に記載	共同住宅等	一戸建ての住宅	1,000円
		住戸部分	申請戸数が1戸のもの 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 3,000円

載された他の建築物の場合又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第14条第2項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,000円	
		8,000円	
	共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第14条第2項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第14条第2項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合に限る。）	3,000円	
	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	5,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	5,000円
その他の場合	一戸建ての住宅	法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第1項第1号に規	

		定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による判定にあつては9,000円 その他の基準による判定にあつては4,000円
共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による判定にあつては9,000円 その他の基準による判定にあつては4,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による判定にあつては19,000円、その他の基準による判定にあつては9,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 市長が定める基準による判定にあつては27,000

		円、その他の基準による判定にあっては13,000円
	申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあっては39,000円、その他の基準による判定にあっては20,000円
	共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第14条第2項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	30,000円
非住宅部分でて、工場等の用途に供する	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては62,000円、その他の基準による判定にあっては24,000円
部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては78,000円、その他の基準による判定にあっては30,000円
非住宅部分で	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円

	あつ て、工 場等の 用途に 供する 部分	の 床面積の合計が300平 方メートルを超える もの	8,000円
	その他の建築物 の工場等の用途 に供する部分を 除いた部分	床面積の合計が300平 方メートル以内のも の	市長が定める基 準による判定に あっては62,000 円、その他の基 準による判定に あっては24,000 円
		床面積の合計が300平 方メートルを超える もの	市長が定める基 準による判定に あっては78,000 円、その他の基 準による判定に あっては30,000 円
	その他の建築物 の工場等の用途 に供する部分	床面積の合計が300平 方メートル以内のも の	5,000円
		床面積の合計が300平 方メートルを超える もの	8,000円

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微変更該当証明書の交付(1件につき)
次の表に掲げる額

区分	手数料の額
市長が定める一戸建ての住宅	1,000円

機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	共同住宅 住戸部分	証明に係る戸数 (以下この項において「証明戸数」という。)が1戸のもの	1,000円
		証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円
		証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,000円
		証明戸数が11戸以上のもの	8,000円
	共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第14条第2項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）		3,000円
	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	5,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	5,000円
その他の場合	一戸建ての住宅	法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘	

			導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては9,000円その他の基準による審査にあつては4,000円
共同住宅等	住戸部分	証明戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては4,000円
		証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては19,000円、その他の基準による審査にあつては9,000円
		証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては27,000円、その他の基準による審査にあつては13,000円

		円
証明戸数が11戸以上ものもの	市長が定める基準による審査にあっては39,000円、その他の基準による審査にあっては20,000円	
共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第14条第2項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）		30,000円
非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては62,000円、その他の基準による審査にあっては24,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては78,000円、その他の基準による審査にあっては30,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては62,000円、その他の基準による審査にあっては24,000円

		円
	床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの	市長が定める基 準による審査に あつては78,000 円、その他の基 準による審査に あつては30,000 円
その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの	市長が定める基 準による審査に あつては62,000 円、その他の基 準による審査に あつては24,000 円
	床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの	市長が定める基 準による審査に あつては78,000 円、その他の基 準による審査に あつては30,000 円

別表の第9の部第2項中「(2)の項」の次に「、(5)の項」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第37号議案

藤枝市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例

藤枝市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年藤枝市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を
「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に
改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第38号議案

藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年藤枝市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第39号議案

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例（平成元年藤枝市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「33万円」を「36万円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 40 号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、市道の路線を次とおり認定する。

路線番号	路 線 名	区 間
4 1 4 7	焼津岡部線（一部追加）	藤枝市岡部町内谷 1519 番地先 藤枝市岡部町内谷 1486 番 4 地先
1 0 3 1 0	三輪立花線（一部追加）	藤枝市岡部町内谷 1536 番 1 地先 藤枝市岡部町内谷 1545 番 6 地先
2 0 3 7 7	2 地区 377 号線	藤枝市高柳一丁目 2168 番 3 地先 藤枝市高柳一丁目 2174 番 1 地先
3 0 3 8 0	3 地区 380 号線	藤枝市田沼五丁目 12 番 43 地先 藤枝市田沼五丁目 12 番 70 地先
3 0 3 8 1	3 地区 381 号線	藤枝市大洲四丁目 12 番 24 地先 藤枝市大洲四丁目 12 番 25 地先

令和 7 年 2 月 藤枝市議会定例月議会 議案提案理由書（第 19 号議案～第 40 号議案）

第 19 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、藤枝市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例ほか 6 本の条例について、所要の改正を行うものであります。

第 20 号議案

令和 6 年 8 月 8 日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員に対する給与の改定措置が行われたことに伴い、本市の職員の給与月額、期末手当、勤勉手当等を改定するとともに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法律を引用している条文中の字句について、所要の改正を行うものであります。

第 21 号議案

令和 6 年 8 月 8 日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員に対する給与の改定措置が行われたことに伴い、本市の市議會議員の期末手当を改定するものであります。

第 22 号議案

令和 6 年 8 月 8 日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員に対する給与の改定措置が行われたことに伴い、本市の特別職の職員の期末手当を改定するとともに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法律を引用している条文中の字句について、所要の改正を行うものであります。

第 23 号議案

令和 6 年 8 月 8 日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員に対する給与の改定措置が行われたことに伴い、本市の職員の給与改定に合わせて、会計年度任用職員の給料表、期末手当及び勤勉手当を改定するものであります。

第 24 号議案

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、就業手当を廃止するなどとと

もに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法律を引用している条文中の字句について、所要の改正を行うものであります。

第25号議案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、本市の職員等に支給する旅費の支給対象の見直しを行うなど、改正を行うものであります。

第26号議案

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の時間外勤務の制限について、所要の改正を行うものであります。

第27号議案

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金支給額表の勤務年数の区分を追加するとともに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法律を引用している条文中の字句について、所要の改正を行うものであります。

第28号議案

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正を行うものであります。

第29号議案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条項ずれが生じる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を引用している3本の条例について、所要の改正を行うものであります。

第30号議案

持続可能な中山間地域の形成を図るため、ふじえだ陶芸村拠点施設の設置及び運

営に関する条例を制定するとともに、関連する条例の改正及び廃止を行うものであります。

第31号議案

藤枝市立岡部みわ保育園の移転に伴い、保育園の名称及び位置について、改正を行うものであります。

第32号議案

藤枝市こども計画の策定に伴い、藤枝市子ども・子育て会議の所掌事務に、藤枝市こども計画に関する事務を追加するなど、改正を行うものであります。

第33号議案

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等における食事の提供の特例について、所要の改正を行うものであります。

第34号議案

内陸フロンティア事業に係る歳入と歳出を一般会計と区分して経理するため、地方自治法第209条第2項の規定に基づき、藤枝市内陸フロンティア事業特別会計条例を制定するものであります。

第35号議案

市営住宅の入居手続に際し、連帯保証人の確保が困難な場合において、家賃債務保証業者の保証により入居できるようにするためなど、改正を行うものであります。

第36号議案

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、省エネ基準の適合判定に係る手数料及び建築物の仮使用の認定申請に係る手数料等を規定するなど、所要の改正を行うものであります。

第37号議案及び第38号議案

令和6年8月8日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員に対する管理職員特別

勤務手当の改定措置が行われたことに伴い、管理職員特別勤務手当の支給対象時間
を拡大するものであります。

第39号議案

語学指導等を行う外国青年招致事業の運用改善に伴い、語学指導等を行う外国青
年の報酬について、所要の改正を行うものであります。

第40号議案

市道焼津岡部線等の整備及び開発行為等に伴い、新たに路線を認定するものであ
ります。